

令和3年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年12月3日（金）

議 事 日 程（第2号）

令和3年12月3日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

14番	川 又 照 雄 議 長	5番	藤 田 謙 二 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
6番	深 谷 渉 議 員	7番	平 山 晶 邦 議 員
8番	益 子 慎 哉 議 員	9番	菊 池 伸 也 議 員
10番	深 谷 秀 峰 議 員	11番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小太郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	17番	高 木 将 議 員
18番	宇 野 隆 子 議 員		

欠席議員

16番 黒 沢 義 久 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八千代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市民生活部長
柴 田 道 彰 保健福祉部長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商工観光部長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上下水道部長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榊 一 行 農業委員会事務局長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	井 坂 光 利 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹川雅之事務局長 富田弘明 次長兼議事係長
秋山弘行 総務係長

午前10時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。16番黒沢義久議員。以上1名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○川又照雄議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番藤田謙二議員の発言を許します。5番藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 登壇〕

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、全国的にコロナウイルス感染症の第5波が急激に鎮静化し、低いレベルに抑えられており、茨城県においても感染者数が激減する中、常陸太田市も10月17日を最後に、本日まで47日間、感染者が発生していない日が続いているなど、ワクチン接種の効果はもちろんのこと、医療従事者や市担当職員も含めた関連のお仕事をされている皆さん、そして何よりも感染予防にご理解をいただいた多くの市民の皆さんのご協力のおかげであると実感をしているところであります。

ワクチン接種の有効性が評価されている中、本市でも1月以降、順次3回目の接種が実施されることなどにより、新しい生活スタイルの下での日常を徐々に取り戻せてきていることを大変うれしく感じています。引き続き、マスクの着用や手指の消毒など、基本的な感染予防に心がけ、元気でにぎわいのある地域社会を市民の皆さんとともに再構築できることを切に望んでおります。

それでは、質問に入ります。

まず、大項目1，快適で魅力のあるまちづくりについて。（1）公共交通体系の再編・充実についてであります。

本市では、平成16年の合併により県内一広い市域を有するとともに、高い高齢化率により商

業医療施設への移動や小中学校の統廃合による通学等において、地域公共交通の果たすべき役割が重要になっています。

平成28年3月には、多様な地域公共交通を1つの有機的な地域公共交通網として構築し直し、市民の皆さんに地域公共交通を利用していただくための基本となる常陸太田市地域公共交通網形成計画が策定され、平成28年10月に第一次再編として、運行内容や運賃制度の見直しが実施されてきています。

また、平成31年4月には第2次再編が行われるなど、基幹交通であるバス路線を中心に、法定協議会である常陸太田市地域公共交通活性化協議会において、毎年評価、改善が行われているものと認識いたしております。

この間、公共交通に関する行政視察の受入れをはじめ、国土交通省による高齢者の移動手段確保に向けた環境整備のモビリティマネジメントの1例として、本市が取り組んだ路線バスを使って地元の商業施設を巡るバスツアーの実績が取り上げられるなど、一定の評価を受けているものと思います。

他方で、今般の新型コロナワクチン接種における高齢者向けの集団接種会場への無料送迎バスが運行された際には、せっかくのサービスにもかかわらず、乗降指定のバス停が限定された上、バス停まで行くことが困難なことから利用ができなかったとの声も聞いています。

路線バスにおいても、バス停に近い方々にとっては利用しやすいものの、今後ますます運転免許を自主返納される方なども増加することが予想される中、ドア・ツー・ドアの乗り合いタクシーの需要が高まってくるものと感じているところです。

そこで①として、第2次再編以降の路線バスや市民バス、予約型乗り合いタクシーの乗車状況の推移と課題についてお伺いいたします。

また、②として、里美・水府地区で実施されている住民主導の交通システムである公共交通空白地による有償運送の現況と課題についてお伺いいたします。

そして、計画の中では、スマートフォン等と連動させることで、乗りたいバスの接近情報や目的地への到着予想時刻等を把握することが可能なバスの走行地点等を利用者に伝えるバスロケーションシステムの整備を交通事業者の意向を踏まえ、平成31年度からの利用を目指していく旨が記載されていますが、③として、バスロケーションシステムの整備及び活用状況についてお伺いいたします。

また、④として、来年4月に統合が予定されている峰山小学校区と金砂郷小学校区であります。統合により学区が広域になることに伴う児童の通学バスの対応についてどのように検討が進んでいるのかお伺いいたします。

そして、平成28年度から6年間の計画期間として策定された常陸太田市地域公共交通網形成計画も今年で最終年度を迎えるに当たり、来年度に向け新たな計画を検討されている最中かと思いますが、⑤として、新たな地域公共交通計画策定に向けた進捗状況についてお伺いいたします。

次に、大項目2、男女共同参画社会の推進についてであります。

平成11年6月に、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野

における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会との理念の下、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等への立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を5つの柱として、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。

本市においても、平成13年2月にひたちおおた男女共同参画プランが策定され、平成22年3月には「常陸太田市男女共同参画推進条例」が制定されました。

さらに、平成23年3月に同条例に基づくひたちおおた絆プラン（第2次常陸太田市男女共同参画推進計画）が策定され、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組まれてきています。

そこで、（1）ひたちおおた絆プランについて、今年の3月で10年間にわたる第2次の推進計画の期間が終了したわけではありますが、①として、第2次男女共同参画推進計画の成果及び課題等について、どのように評価されているのかお伺いいたします。

また、今年3月には、令和7年度までの5年間を期間とした第三次男女共同参画推進計画が策定され、新たに女性活躍推進計画やDV対策基本計画が盛り込まれるなど、SDGsの視点も考慮された計画となっています。

そこで、②として、第三次男女共同参画推進計画に基づく現在の取組についてお伺いいたします。

また、平成27年の9月議会において、同年8月に国会で成立した「女性活躍推進法」を踏まえ、300名を超える国や自治体、企業などの事業主に対して女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定、公表などを求めるようになることを受け、行政が率先してポジティブアクション、いわゆる積極的改善措置を実施することが大切である旨を述べさせていただき、市女性職員の職域拡大や管理職の登用状況、及び各審議会や委員会等における女性の割合について伺っておりますが、6年が経過した中、平成27年と比較して、どのように推移されているのか。

③として、市女性職員の採用状況及び係長以上への登用状況について。

④として、各種審議会や委員会等における女性職員の比率についてお伺いいたします。

次に、（2）防災における男女共同参画の推進についてであります。

東日本大震災発生時に着替えや授乳の場所がないなど、女性への配慮に欠けた避難所があったことを受け、災害対策に女性の視点を反映する体制が求められるようになり、各自治体において防災計画策定のために設置する地方防災会議で、女性委員の比率を2020年までに30%を目指すといった目標が2015年に決定した第4次男女共同参画基本計画で掲げられました。

しかし、委員を出してもらっている公共機関に女性が少ないなどの理由から、思うような成果が出なかったことを受け、2020年12月に閣議決定された第5次計画では、目標達成期限を2025年まで延長することとなっています。

そこで、①として、本市の防災会議の女性委員の現況及び今後の対応についてお伺いいたしま

す。

また、消防本部における女性消防職員についても、平成6年の女子労働基準規則の一部改正により深夜業の規制が解除され、予防業務の他に交代制勤務、すなわち指令管制、救急隊、消防隊などの業務も可能となるなど、活躍の場が広がってきています。

そこで、②として、本市の女性消防職員の採用状況、及び女性消防団員や女性防火クラブの活動状況や人員等の現況について、県内の現状も含めてお伺いいたします。

以上、2項目11件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 快適で魅力のあるまちづくりについての公共交通体系の再編・充実についてのうち、4点のご質問にお答えいたします。

1点目の第2次再編後の路線バスや市民バス、予約型乗り合いタクシーの乗車状況の推移と課題についてでございますが、各公共交通の乗車状況の推移につきましては、第2次再編を実施いたしました平成31年4月からの利用者の延べ人数は、路線バスが令和元年度が46万8,341人、令和2年度が38万5,083人、令和3年度が10月末現在で21万2,870人、市民バスが同じく令和元年度が1,053人、令和2年度が927人、令和3年度が10月末現在で579人。予約型の乗り合いタクシーが同じく令和元年度が9,288人、令和2年度が7,228人、令和3年度が10月末現在で3,958人となっております。合計いたしますと、令和元年度が47万8,682人、令和2年度が39万3,238人、令和3年度が10月末現在で21万7,407人となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少しております。令和2年度の合計利用者数をコロナ禍前である令和元年度の合計利用者数と比較いたしますと、延べ人数で8万5,444人の減少となっております。

また、課題でございますが、非効率となっているバス路線の再編、高齢化や移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供などが課題となっており、その課題を解決し、将来にわたりいかに持続可能な公共交通体系を構築していくかが重要となっております。

今後は、高齢化や利用状況、移動ニーズなどを的確に捉えまして、ドア・ツー・ドアサービスの充実を図るなど、効率かつ効果的で市民にとって利便性の高い公共交通体系のさらなる構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通空白地による有償運送の現況と課題についてでございますが、現在、本市には市商工会が実施主体となる里美地区を発着とし、近隣市町村を運行区域とするうぐいす輸送システムと、高倉地域づくりの会が実施主体となる水府の高倉地区を発着とし、水府地区内を運行区域とする外出支援サービスの2つの交通空白地有償運送が運行してございます。

現況といたしましては、利用者のほとんどを高齢者及び運転免許証を返納しました方が占めておりまして、高齢化率の上昇とともに利用者数が増加しており、うぐいす輸送システムが令和元年度が325人、令和2年度が383人、令和3年度が10月末現在で257人、高倉地区の外

出支援サービスが令和元年度が４８１人、令和２年度が５１８人、令和３年度が１０月末現在で２６７人となっております。

利用の目的といたしましては、通院目的での移動が合計で約７８％、買物が目的の移動が約１５％となっております。

また、課題としましては、うぐいす輸送システム、外出支援サービスともに、運転手の高齢化が進んでいることから、事業継続のための新規運転者確保の対策が必要となっております。

次に、バスロケーションシステムの整備及び利用状況についてでございますが、バスロケーションシステムにつきましては、市地域公共交通網形成計画におきまして、高齢者等の移動支援を目的に交通事業者が実施主体となって整備することと位置づけられており、昨年度、茨城交通がスマートフォンなどから無料で運行中のバスの位置や待ち時間、混雑状況の確認ができるバスロケーションシステム、バス位置情報サービスを整備いたしまして、本年３月３１日から運用を開始しております。本年１１月２３日現在で約３００人の方に活用されております。

なお、市が今年度実施した高齢者の通信機器の利用状況調査によりますと、６５歳以上のスマートフォン所有者は約５５％にとどまっております。行政のデジタル化推進におきまして、市民のスマートフォンなどの普及は今後必要と考えておりますことから、バスロケーションシステムの利活用を含め推進してまいりたいと考えております。

次に、新たな市地域公共交通計画策定に向けた進捗状況についてでございますが、国は令和２年１１月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正し、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通網形成計画、及び、その実施計画である地域公共交通再編実施計画をそれぞれ地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に改め、地方公共団体が中心となって取り組める制度を充実強化することで、地方における人口減少や労働者不足などに対応することとしております。

本市におきましても、現在の常陸太田市地域公共交通網形成計画及び常陸太田市地域公共交通再編実施計画の計画期間が本年度までであることから、令和４年度の計画の更新に合わせて新たな計画の策定を進めております。

計画の策定の進捗状況でございますが、現在、市内公共交通における課題やその対策等について協議検討する場である常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして、地域公共交通網形成計画に掲げた目標の達成状況や施策の推進状況、市内公共交通の利用実績、今後の人口動態等を見据えて、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定に取り組んでおり、令和４年１月に国への認定申請を行う予定としております。

計画の内容といたしましては、非効率となっているバス路線の再編等による公共交通の持続可能な運営などへの課題に対応するため、令和４年４月に第三次再編としてバス路線の見直しを中心に再編を進めることとしておりまして、小学校の統合による通学用バスの新設や利用が少ないバス路線の統合、減便などを行うこととしております。

また、令和５年度中に予定されております常陸太田市東部土地区画整理事業地の一部開業によりまして、本市の公共交通体系の在り方を見据える必要がありますことから、それに対応するた

め、市民の移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供、自動運転やMaaSなど、次世代技術の活用推進などへの取組などを盛り込むこととしている他、利用者の利便性を踏まえた有効な利用促進策を盛り込むことで市内公共交通の維持確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画社会の推進について、ひたちおおた絆プランについてのご質問にお答えいたします。

1点目の第2次男女共同参画推進計画の成果及び課題等についてでございますが、平成23年3月に策定いたしました第2次男女共同参画推進計画においては、全ての市民が一つの大家族であるように互いに認め合い、責任を分かち合い、助け合いながら、ともに幸せに生きるために自ら行動し、実践できる社会を基本理念といたしまして、男女共同社会の確立を目指してまいりました。

本計画においては、関係所管課等における75事業について目標を設定し、計画を推進してまいりました。そのうち57事業については、おおむね目標を達成できた状況でございます。こうした中で、男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進について、第2次計画策定時と、第3次計画策定時に実施いたしました市民意識調査を見ても、社会全体における男女の平等感について、平等であると思う人の割合は13.7%から23%へと9.3ポイント増え、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に深まりつつあり、また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「女性活躍推進法」でございますが、この法律が成立したことにより、社会の様々な分野への女性の参画は進んできているものの、家事や育児、介護等の負担、雇用の場での格差など、これまでの性別による固定化した分担意識があるものなどについては、依然として課題がある状況でございます。

2点目の第3次男女共同参画推進計画に基づく現在の取組の状況でございますが、さらなる男女共同参画を進めるため、第3次計画においては、女性活躍推進計画とDV対策基本計画を一体化し、4つの基本目標、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備、様々な分野における女性活躍の推進、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築、安全安心な暮らしの実現を掲げ、本計画における74事業について、関係所管課等において取組を進めているところでございます。

本計画においては、新たに女性が活躍できる環境を整備するために、関係機関との連携により就職応援セミナーの実施や、DVなど人権侵害を容認しない社会の実現に向け、相談窓口の周知を図るなど、被害者が相談しやすい環境づくりに努めることなどを施策として掲げてございます。

なお、本計画に掲げる施策を着実に、また、効果的に推進するためには、事業の進行管理と全庁的な取組として、関係各課の連携を図るとともに市が事業所としてのモデルとなるよう職場環境づくりを積極的に進めながら、市民の皆様に対し意識啓発のための周知や情報提供を行ってまいります。

次に、3点目の市女性職員の採用状況及び係長以上への登用状況でございますが、市職員の採用に当たりましては性別のいかに問わず成績主義としているところですが、前回ご質問の平成27年度から本年4月1日までの7年間の採用状況を見ますと、事務職、専門職などの採用99名中女性は55名、55.6%となっております。直近2年間を見ましても採用17名中12名

が女性となっており、女性の採用割合が高い状況となっております。

次に、係長以上への登用状況につきましては、本年4月1日現在で課長職が4名、課長補佐職が4名、係長職が5名、幼稚園保育園の園長、教頭、副園長が8名、合計21名で、女性職員全体207名おりますが、こちらの占める割合は10.1%となっており、前回ご質問の平成27年度の13.6%から3.5ポイント下がっている状況でございます。

また、各役職に占める女性職員の割合を平成27年度と本年度で比較いたしますと、課長職は1名から4名となり2.2%から9.3%に、課長補佐職は1名から4名となり4.2%から16%に上昇いたしまして、係長職は12名から5名となり16.2%から7.6%に下がっておりますが、引き続き職員それぞれの能力と実績を公正に評価しながら、管理監督者への登用や適材適所の人事配置へ連携をしてまいります。

4点目の各種審議会や委員会等における女性委員の比率についてでございますが、前回ご質問の平成27年時点では、「地方自治法」に基づく審議会、委員会は22でございまして、総委員数は415名のうち、女性委員数は72名で17.3%でございましたが、本年4月1日現在では審議会、委員会は24でございまして、総員数335名のうち、女性委員数は79名で23.6%となっております。6年間で6.3ポイント増えてございますが、第三次計画における目標30%に向け、引き続き関係部署に働きかけをしてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、市民、事業者、関係団体等様々な方々と連携、協働することで、第3次計画に掲げました施策を着実に推進しさらなる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 公共交通体系の再編・充実についてのご質問の中の、峰山小学校及び金砂郷小学校の統合に向けました児童の通学バスの対応についてのご質問にお答えいたします。

来年4月に新たに統合校として設置を予定しております峰山小学校及び新金砂郷小学校につきましては、統合により児童の通学距離が遠距離になりますことから、児童が安全安心に通学できる足の確保のため、峰山小学校におきましては、新たに、現在の西小沢小学校区に2路線、同じく現在の幸久小学校区に2路線の計4路線の新設による運行、新金砂郷小学校におきましては、現在の郡戸小学校区に2路線、旧金砂郷小学校区に1路線の計3路線を新設運行、また、これまで運行をしておりました旧金砂郷小学校区の1路線と久米小学校区の1路線の2路線の運行経路を変更し、合わせまして計5路線を路線バスとしてそれぞれ登下校の時間に合わせ、登校時1便、下校時は2便を運行し、所要時間は短い路線で14分程度、最も長い路線で32分程度を見込んでいところでございます。

今回のバス路線の新設及び変更に当たりましては、教育委員会と公共交通担当の企画課及びバス事業者の3者で、利用する児童及び今後利用が想定される未就学児の住所を基に、既存のバス路線を基本として現地を確認し、経路の案を作成し、その案を保護者説明会及び保護者アンケートで提示し、そこで出された意見を基に修正を加えた経路の案により、夏休みに来年度の新入学

予定の児童を含めた実際に利用する児童と保護者によります試乗を行ってまいりました。

特に、今回の新路線につきましては、交通量が多い国道293号線や県道を経路とする路線もありますことから、児童と保護者による試乗の結果を受け、道路の横断を避けるための新たなバス停の設置や交通量の多い国県道での乗降を避けるため、バス停の位置を変更するなどの見直しを行いまして、保護者の皆様方のご理解をいただいたところでございます。

今後、市が設置する常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして、国土交通省への認可申請を進めるところでございます。

また、本年8月に実施をいたしました通学路の安全対策を協議する通学路安全対策連絡協議会におきましても、来年度のバス通学を見越し、横断歩道4か所の設置などについて現地調査を行い、関係機関に要望するなど、利用する児童の安全第一に対応しているところでございます。

○川又照雄議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 防災における男女共同参画の推進についてのうち、防災会議の女性委員の現況及び今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

初めに、防災会議でございますが、こちらは「災害対策基本法」に基づき都道府県及び市町村に設置される組織でございまして、地域防災計画の作成、実施の推進を図り、防災活動を総合的に調整することとされておりまして、その防災会議の委員につきましては、「災害対策基本法」第16条第6項に「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定める」とあり、本市条例におきましては、1つとして、指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者。2つとして、茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者。3といたしまして、茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者。4として、市長がその部内の職員のうちから指名する者、5といたしまして、教育長。6といたしまして、消防長及び消防団長。7として、指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者。8として、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者。9として、その他市長が特に必要と認め任命する者。以上と規定してございます。

これらの規定から、現在、当市の防災会議の委員は19名で構成されておりまして、そのうち女性委員は、教育長の1名で、登用率は5.2%となっております。

今後の対応でございますが、防災会議の構成員となる各機関の職員の多くが男性であることなどの課題はありますが、防災に関する様々な場面において男女共同参画を進め、よりきめ細やかな対応をしていくためにも、積極的に女性の視点を防災・減災対策に反映することが重要であると考えております。そのため、災害対応力を備えた学識経験者などについて、幅広い分野から女性委員の登用を図れるよう推進してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 消防長。

〔大関正幸消防長 登壇〕

○大関正幸消防長 女性消防職員の採用状況、女性消防団員及び女性防火クラブの活動現況や県

内を含めた人員等の現況についてのご質問にお答えいたします。

まず、女性消防職員の採用状況でございますが、女性職員専用施設を消防本部南消防署庁舎の建設に合わせて整備いたしました平成16年度から令和3年度の18年間にしまして、30名の消防職員を採用させていただいた中で、女性消防職員の採用は、平成23年度1名、平成25年度1名の2名でございます。

職務内容からの採用状況につきましては、火災等の消防業務に従事する消防職員として21名の男性を採用し、女性は、救急救命士の資格を有して救急業務などに従事する消防職員9名を採用させていただいた中の2名となっております。

また、受験者数からの採用状況につきましては、147名の男性受験者のうち採用は28名となっており、女性の受験者4名のうち採用は2名でございます。

県内における女性消防職員の現状といたしましては、24消防本部のうち16消防本部におきまして79名の女性消防職員が勤務しており、県内の消防職員数4,471名に対する女性の割合が1.7%のところ、本市の消防職員における女性職員比率の割合は2.3%となっております。

次に、女性消防団員の活動状況及び人員等でございますが、平成18年度に消防団本部内に設置いたしました女性消防団員から成る本部分団の、コロナ禍によって活動を自粛する以前の令和元年度における活動状況といたしましては、応急手当の指導活動が49件、寸劇を用いた幼稚園児等を対象とする火災予防教育などに関する普及活動14件、火災予防運動週間に伴う広報活動、消防出初め式への参加、さらには令和元年10月の台風19号で被災しました市民等に対する災害復旧支援活動などに従事してございます。

本部分団の人員といたしましては、平成18年度の設置当初は16名で活動を開始いたしましたが、現在は退団者11名とのところ、入団者が3名でございましたので、8名となっております。

また、令和2年4月から水府地区、上高倉町の安寺・持方地域を管轄とする水府支団第4分団第2部の機能別消防団員として4名の女性に入団いただき、地域の防災力を維持するために火災等を含む災害時の任務に限定した消防団活動に従事していただいているところでございます。

県内における女性消防団員の現状といたしましては、44市町村のうち43市町村が女性消防団員を採用しており、県内の消防団員数2万1,698名のうち女性消防団員数は545名で割合は2.5%であることから、本市の女性消防団員率1.4%と比較いたしましても高いものでございます。

続いて、女性防火クラブの現況でございますが、女性防火クラブは家庭内での防火を基本として火災予防知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的とし、西河内地区、上内田地区、中内田地区の3地区に結成され活動しているところです。

主な活動状況でございますが、年に2回実施される火災予防運動週間に伴う夜間火災予防広報や防火に関するチラシを作成し、各家庭に配布するなどの活動を実施しております。また、視察研修や防災対応研修として普通救命講習会、避難所運営研修、マイタイムライン研修等も実施してございます。現在の女性防火クラブのクラブ員数は3クラブ合計で46名となっております。

なお、県内における女性防火クラブの現状といたしましては、44市町村のうち、25市町村に120クラブが設置されており、クラブ員の総数は1万518名でございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1）①の路線バスや市民バス、予約型乗り合いタクシーの乗車状況の推移については、コロナの影響で公共交通利用者が減少しているということで、コロナ禍前との比較分析は非常に難しいものと思いますが、高齢化に伴ってバス停での乗降が必要なバス関連と、ドア・ツー・ドアでのサービスである乗り合いタクシーとの需要の傾向については、どのように分析されているのかお伺いをいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 大変申し訳ございませんが、ただいまのご質問にお答えする前に、先ほど公共交通体系の再編・充実のご答弁の中で、2点目の有償運送の中で、利用者の利用目的で通院目的の移動が78%とご答弁申し上げましたが、こちらのほうは約75%ということでご訂正をお願いしたいと思います。おわびを申し上げまして、ご訂正のほどよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの分析ということでございますけれども、常陸太田市地域公共交通活性化協議会におきまして、毎年度各公共交通の利用データからの分析、それから利用者に対するアンケート、利用事業者に対するヒアリングなどを実施しておりまして、路線バスの通学に利用する児童生徒以外の利用者は60歳代から80歳代が中心でございまして、その約9割の方がバス停まで徒歩により乗車されされております。

対しまして、乗り合いタクシー利用者の多くが80歳以上であり、バス停までの移動が難しいことから、玄関先での乗降により乗車されております。

利用目的はどちらも有償運送と同様に、ほとんど病院、それから買物目的の利用者が占めている状況で、現在の高齢化の進行状況を鑑みますと、乗り合いタクシーなどのドア・ツー・ドアサービスの拡充は必要と考えているところでございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 現在策定中の地域公共交通計画等では路線バスの見直しが中心のようではありますが、今後引き続き、市民の移動ニーズに沿ったサービスの提供、さらなる見直し等も図っていただきたいと思います。

②の有償運送については、里美地区、高倉地区ともに、コロナ禍にもかかわらず利用者が増加しているということで、需要が多いことが伺い知れるわけでありまして。利用目的も、先ほど訂正があった75%と大半が通院目的ということからも、重要かつ必要な運送サービスであると感じています。

課題となっている新規運転手の確保に向けては、それぞれの組織任せにすることなく、しっかりとその対策について支援を行いながら、事業が継続できる対応に努めていってほしいと望ま

す。

③のバスロケーションシステムについては、今年３月から運用が開始されているということで、私も今回の質問をきっかけに、スマートフォンから茨城交通バス位置情報サービスにアクセスして実際に試してみました。バスの現在地に加え、停留所への到着予測時刻や遅延状態など、リアルタイムな運行状況を把握することができるなど、その便利さに感心する一方で、市内で約３００名の方が利用されているということですが、このスマホが必要であるということからも、高齢者の方々にとってはかなりハードルが高いと感じたところですが、３００名の方の年代などというのは把握されているのか、お伺いをいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

バスロケーションシステムにつきましては、気軽にご利用いただくために、利用の際に年齢の入力などを求めていることから年代などの把握はしておりませんが、利用データからは各高校の最寄りバス停を発着とするルートに対する検索が多いことから、高校生に多く利用されているものと推測しているところでございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） やはりこの高齢者の移動支援が目的で整備をされたものの、バス通学の学生が多く活用されているといった現況は分かるような気がいたします。

また一方で、この認知度というものが若干低いように感じています。そもそも、バスを利用されていない方にとっては特段必要性がないわけでありますけれども、利用者の代わりに調べてあげるといったケースなどを想定すると、やはり幅広くに周知することが肝要であると思いますが、この春の運用以降、こういった方法で市民に周知されているのかをお伺いいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

路線バス利用者の目につきやすいバス車内の掲示、それから、ＪＲ常陸太田駅、道の駅常陸太田、竜神大吊橋などの拠点施設のバス停の掲示を行っている他、茨城交通のホームページや市のホームページ内にあります常陸太田市地域公共交通活性化協議会のページのほうに掲載をして周知を図っているところでございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） 世の中のデジタル化が進む中、利用者の家族などにも活用いただけるよう、周知面でのサポートや利用方法の指導等を実施するなど、せっかくのすばらしいシステムですので、ぜひ利活用を推進していったほしいと思います。

④の峰山小学校と金砂郷小学校の統合に向けた児童の通学バスの対応については、峰山小学校が４路線の新設、新金砂郷小学校が３路線の新設と２路線の変更ということで、バス停の位置や横断歩道の設置に向けた対応も進行中ということですので、ぜひ安全安心な通学を確保できるよう、お願いいたします。

そこで、通学バス利用者に当たっては、学校までの距離などの規定というものはあるのか、お

伺いをいたします。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 児童生徒が通学にバスを利用することの距離の規定というのは特にはございませんが、今回のように、統合によりましてバスでの通学となる児童で、自宅から学校までの距離が道のりで片道２キロメートルを超える児童に対しましては、市においてバス定期代全額の補助をしているところでございます。

また、統合とは関係のない学校におきましては、小学生の場合は道のりで片道４キロ、中学生の場合は道のりで片道６キロをそれぞれ超える場合、バス定期代全額の補助をしているところでございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） また、今回の統合により、それぞれ児童全体の何割ぐらいの子どもたちの利用というものを見込んでいるのか、伺いをいたします。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 まず、峰山小学校でございますが、令和４年度の全児童数を現在３２８名と見込んでおり、そのうち１０９名がバスを利用すると見込んでございまして、割合といたしましては約３割でございます。

また、新金砂郷小学校でございますが、同じく令和４年度の全児童数を３４１名と見込んでおり、そのうち１７４名がバスを利用すると見込んでございまして、割合といたしましては約５割でございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） かなり徒歩よりもバス通学の割合が増えてくるのかなと感じますが、以前に統合した学校でスクールバスを一時運行した際に、子どもたちの中に、徒歩からバス利用に変更になったことで体重の増加等の問題が報告されたことがあったかと思います。今回の統合においても、通学における安全面の確保はもちろんのことではありますが、加えてバス通学へと変更になる児童の運動不足など、健康面のフォローもしっかりと図っていただきたいと思います。

⑤の新たな地域公共交通計画である第３次再編策定に向けては、非効率的なバス運行を再編し、持続可能な運営及び市民の移動ニーズに合わせたサービスの提供、次世代技術の活用推進などを盛り込みながら、新設統合、減便等を図るということですので、ぜひ費用対効果等も勘案しながら、より効率的かつ利便性の感じられる再編となることを期待しています。

次に大項目２，（１）ひたちおおた絆プランについての①第２次計画の評価については、関係所管課においておおむね目標計画を達成できた状況とのことで、市民意識調査においても男女共同参画に対する理解が徐々に深まりつつあるということで、平成２３年の策定時に比べると、この１０年間で、社会全体での雰囲気もよい方向に変わってきているように感じる方も多いのではないかと思います。

一方で、都市部よりも地方においては、まだまだ人々の意識の中に長い時間かけて形づくられ

た性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会慣行というものが根強く残っているのも事実であり、時間は若干要してもこのワーク・ライフ・バランス実現に向け、引き続き地域における環境づくりを推進していったほしいと望みます。

②の第3次計画については、新たにDV対策やSDGsの視点も考慮されるなど、74事業に取り組んでいるということですが、第2次計画より半分の5年間という短い期間での取組となるわけで、年次ごとの検証がこれまで以上に重要になってくるものと思います。しっかりと進行管理を行い、目標を達成できるよう推進していただきたいと望みます。

③の女性職員の採用状況については、近年、女性の採用割合が男性よりも高くなっているといった状況の下、係長以上への登用状況は以前より若干下がっているということで、もちろん男女を問わず適材適所の人材管理が原則であります。将来的に女性職員の割合が高まることが予測される中、第3次計画にも盛り込まれているように、男性の家事等の参加促進を促すとともに、子育てや介護への支援の充実を図りながら、行政が率先して女性職員の管理職への登用を進めていったほしいと願っています。

④の各種審議会や委員会における女性の比率については、以前に比べ増加しているということで大変良い方向にあると思います。やはり様々な分野の意思決定過程において、男女一方の性に偏らない委員構成が必要でありますので、目標である30%達成を目指して引き続き取り組んでいただきたいと思います。

(2) ①の防災会議の女性委員については、全国的な課題と同様に本市においても登用率が低く、委員19名のうち女性は教育長1名のみといった現況のようでありますから、答弁にもあったように、女性の視点を防災分野においても反映していくべく、女性の参画及び委員の登用をぜひ推進していただきたいと望みます。

②の消防関係については、本市のみならず県内においてもまだまだ女性の参画が低い状況のようではありますが、第3次男女共同参画推進計画の防災における推進計画の中にも、女性防火クラブの育成及び女性消防団の活動支援が掲げられ、具体的な目標値として、現在12名の消防団員を令和7年には23名と約2倍に設定されていますので、ぜひ実現できるよう努めていただきたいと思います。

また、女性消防職員については目標値としては具体的に掲載されていませんが、現在本市では、県内平均をやや上回る2.3%ということですが、消防庁などから全国的な目標値的なものが示されているのかどうかお伺いいたします。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年9月の「女性活躍推進法」等の施行に伴い、総務省消防庁が設定した数値目標といましては、令和8年度当初までに全国の消防職員に占める女性消防職員の比率を5%に引き上げるものとされてございます。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 平成25年度を最後に、ここ8年は女性消防職員の採用がないといっ

た状況のようでありますので、ぜひ現在の女性職員の活躍している様子を紹介するなど、女性が受験しやすくなるような情報提供等にも努めていただいて、防災分野における女性の参画促進を図ってほしいと望みます。

以上で私の一般質問を終わります。

○川又照雄議長 次、1番森山一政議員の発言を許します。1番森山一政議員。

〔1番 森山一政議員 登壇〕

○1番（森山一政議員） 改めまして、おはようございます。1番森山一政でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

広島県の出身者で初めての岸田総理が誕生いたしました。第100代と切りがよく、覚えやすい代でもあります。誠実で温厚な人柄、特技は人の話をしっかり聞くことだそうです。経済政策は成長と分配、規制緩和、構造改革の修正案をつくり、分配を重視して格差を埋めようとする考えのようです。同じ派閥の故池田勇人氏と同じような考えなのか、所得倍増に着目しておりますことから、今後の日本経済の発展に大いに期待しているところでもあります。

広島といえば思い出すのは、広島カープとお好み焼き、世界の中で原爆が落とされた場所というイメージがあります。広島平和記念資料館においては、原爆を落とされたことの痛ましさ、とりわけ町の焼け跡や皮膚が垂れ下がったりした被爆者の悲惨な姿の写真や絵、ぼろぼろになった衣服などの遺品を展示して、核兵器の恐ろしさと非人道性を生々しく伝えております。

我が国は、原爆が落とされた世界でただ一つの国でもあります。戦後の被爆者たちの多くの努力が実り、核兵器禁止条約が国連で2017年に採決されましたことは、非常に有意義なことだと感じております。オバマ元アメリカ大統領が日本を訪問した際に広島の平和公園の慰霊碑を案内されたのも、外務大臣をしていた今の岸田総理でもありました。核軍縮と安全保障は密接な関係にあり、これからどのように対応して進めていくのか興味があるところでもあります。核兵器の恐怖のない国際社会の実現をただただ祈るばかりです。

常陸太田市には、水戸八景が2か所あります。その1つが山寺の晩鐘であり、昔は米どころでもありましたが、今は埋立てをして住宅街になっており、現在は大きくさま変わりしております。山寺の晩鐘から西を向いてみますと、徳川光圀公様が隠居をされた西山荘があり、その高台には市の斎場があり、人生の楽園に向かい、仏様、神様にお会いするところでもあります。

その西にはこめ工房があり、地域で取れた特別栽培米「みずほちゃん」、新鮮な野菜・果物の販売、常陸秋そばを……。

○川又照雄議長 森山議員、ちょっとまとめて質問をお願いしたいと思います。

○1番（森山一政議員） 人気のレストランなど、市の特産品のPRも兼ねて運営しております。

住宅街と山寺の晩鐘がある間の山吹運動公園内に、これまでの常陸太田市の体育館が老朽化したため、市においては建て替える計画を進めております。アリーナと呼ばれるような6,800平方メートルに及ぶ立派な建物で、プロのチームも試合を行えるようなすばらしい体育館をつくる計画をしてあります。予算は約50億円になると伺っております。このようなすばらしい施設ができますと、スポーツの発展にも大いに寄与されるものと思っております。

スポーツ基本計画では、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支えることを目標として、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を行うとあります。

一方で、体育館を建設するのに、いろいろな問題点も山積しているように感じております。私には改善をしなければならない点がいろいろとあるように見受けられます。プロの試合の開催をするのには交通の便が重要ですし、渋滞緩和対策も必要だと思っております。駐車場も広くしなければ何千人もの人の車両の駐車をすることもできません。道路の脇には源氏川が流れており、何度か水害災害に遭っており、この地域は浸水が想定される区域内にもなっております。よく考えなければならない場所でもあるように感じております。

当初の計画では、山あいの土地を賃貸して、広い駐車場をつくる計画をしていたようですが、様々な課題や困難を伴うことから、土地の賃貸は見送ることに至ったようです。令和2年より計画を進められているようですが、初めから見ますと、土地を狭く使うようになるので、体育館の建てる場所も変わってくるものと思われます。また、建てる場所によっては、現在の体育館を取壊して建て替えるまで、何年も体育館の使用もできなくなることも考えられます。

新総合体育館の外観図を見せていただきました。そこで第1の質問として、防災機能等を備えた施設を建設するようですが、地震への対応に比べて、水害対策はなぜかおろそかになっているように感じております。市として、浸水が想定される区域内に新総合体育館を建設するに当たっての対策を、どのような方法で水害対策及び地震対策の考え方についてお伺いいたします。

第2の質問として、交通の便を考えますと道路が狭く渋滞になることが懸念されます。緩和をするのにはどのような改善方法等を考えているのか、お伺いいたします。

第3の質問として、駐車場の件ですが、トップレベルの大会やイベント等を開催する計画をしているようですが、何千人もの人々が集まります。駐車場等の計画はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

第4の質問として、建設費の財源の内訳はどのようになっているのか、その上で完成された後の運営、維持費の負担はどのくらいになるのか、どのように進めていくのかについてお伺いいたします。

第5の質問として、トップレベルの大会や大きなイベント等の計画もあるようですが、市外からも多くの来訪者を呼ぶわけですから、常陸太田市に来てくださる方に常陸太田を楽しんでいただけるよう、魅力発信を大いにすべきだと思います。どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、幸久小学校、西小沢小学校、佐竹小学校が来期より統合をして峰山小学校になります。地元住民としては寂しい限りでもあり、1つのシンボルがなくなる感じがしております。学校が廃校になると、施設を利用することが困難になるのではないかと心配しており、地区の方々は市に対して、幸久小学校が今までのように体育館やグラウンド等が利用できるよう要望書を提出しております。

この地域はスポーツ少年団、バレーボール、子ども育成会、体育支部、敬老会、自主防災会、公民館等、毎日のように利用されております。さらには、ドクターヘリの発着地で、地域の人命

への貢献も多大なものがあります。今まで同様に地域の文化的、精神的なシンボルとして維持的に継続されるように強く願っております。

また、体育館など、雨漏りや外観から見ても屋根の塗装が剥がれており、傷んでいるところもあり、修繕等も必要と考えられます。今の時点で修繕をすれば、あまり経費もかけずにできるように感じております。

地域にある施設を大事に使っていくのも、経費の圧迫を避ける 1 つの方法かもしれません。

この地域は浸水が想定される区域内になっておりますが、水利も豊富で農業も盛んに行っているところでもあります。

跡地利用として、運動場などに土などを入れて高くして、車両や農機具、トラクターなどの避難場所をつくるという発想もあるのかなと思っております。そうすることによって、災害に遭ったとしても、経済的に復旧復興がスムーズにできるようにつながるものと考えております。

そこで、第 1 の質問として、地域の活性化の拠点として、閉校後の跡地利用の決定までの進め方について伺いいたします。

次に、第 2 の質問として、跡地利用が決定するまでの間、校庭や体育館といった施設の利用と維持管理がどのように行われるのか、伺いいたします。

今回の質問は、市の体育館と幸久小学校を含めた体育館の今後の活用について伺いいたしました。前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

これで 1 回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新総合体育館についての中での教育委員会に関する 4 点のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の浸水が想定される区域内に新総合体育館を建設するに当たっての水害対策及び地震対策の考え方についてでございますが、まず、新総合体育館を山吹運動公園に整備することにつきましては、山吹運動公園は体育館、野球場、少年野球場、テニスコート、運動広場、弓道場などが整備され、長きにわたり市民に親しまれた本市のスポーツ施設の拠点であり、今後とも本市における市民のスポーツ活動の拠点であります。その象徴となる新総合体育館を山吹運動公園に整備するものでございます。

ご質問の水害対策、地震対策につきましては、今後の基本設計の中で必要な対策を講じてまいります。なお、地震対策につきましては、新耐震基準を満たした施設とし、安全性を確保してまいります。

次に、2 点目の交通の便として渋滞緩和をどのように進めていくのかについてでございますが、トップレベルの大会等におきましては、アクセス道路の渋滞も予想されることから、周辺地域の土地や道路体系なども考慮しつつ、渋滞緩和に向けました周辺道路の整備等につきまして、建設部や関係機関と調整検討をしてまいります。

次に、3 点目のトップレベルの大会や大きなイベント開催時の駐車場などの計画をどのように

進めていくのかについてでございますが、基本計画ではトップレベルの大会等におきましてはメインアリーナの観覧席の最大数を固定席、可動席等を合わせまして2,000席としており、そのうちの90%に当たります1,800人が自家用車で来館し、1台の乗用車に3名が乗車すると想定し、600台の普通乗用車用の駐車場を確保するため、新総合体育館周辺に新たに普通乗用車の駐車場を500台程度確保し、野球場側の既存の駐車場200台と合わせ対応することで計画をしているところでございまして、大型バス用の駐車場、身体障がい者用の駐車場の必要台数の確保も併せ、詳細につきましては基本設計の中で対応し、整備をまいります。

また、大きなイベントなどの際には、駐車場もイベント会場として利用することもあることから、その場合はこれまでと同様に近隣の公共施設等を臨時駐車場として利用することや、市役所などの駐車場からのシャトルバスの運行なども手段の1つになるものと考えてございます。

次に、4点目の建設費の財源確保内訳、また、完成された後の運営維持費の負担がどれくらいになるのかについてでございますが、整備財源につきましては、まず全事業費の45%分として、国土交通省の都市構造再編集中支援事業の活用、地方創生拠点整備交付金として5億円、残りの事業費の95%、全事業費に対しましては約40%弱となりますが、合併特例事業債を活用し、残りの5%につきましては市のまちづくり振興基金を活用することで計画をしているところでございまして、一般財源による負担の軽減に極力努めてまいりたいと考えてございます。

次に、完成後の運営維持費でございますが、まず、現在の体育館の運営維持費が職員の人件費などを除く光熱費、簡易修繕等の維持管理費や管理委託料などで年間約1,250万円でございます。

新体育館につきましては、近年新たに整備した他市の体育館の年間運営維持費を参考に、本市が想定する延べ床面積約6,800平方メートル程度で算出した場合で、人件費などを除き光熱費、施設管理委託料などで年間約2,900万円から約3,000万円程度を想定し、また施設全体の維持や運営に必要な人件費といたしまして、現在のスポーツ振興課の職員数を維持した場合、年間約1億円から1億2,000万円程度を見込む必要もあるものと考えてございます。今後、新総合体育館の管理運営方法などについて検討を進めていく中で、必要な経費についても具体的に算出をまいります。

続きまして、幸久小学校施設の活用についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の跡地利用の決定までの進め方についてでございますが、幸久小学校につきましては、議員ご発言のとおり、来年4月に西小沢小学校と佐竹小学校と統合し、現在の佐竹小学校の場所に新たに峰山小学校を開校することに伴い、閉校となります。学校施設としての活用は廃止することになるものでございます。

閉校後の学校施設の活用につきましては、平成30年6月に策定いたしました常陸太田市廃校施設等利活用方針に示した地域との調和、地域振興、費用対効果、情報媒体の活用、実現可能な利活用の推進という5つの方針の下、常陸太田市廃校等利活用推進フローチャートに基づきまして、跡地利用を検討していくこととしてございます。

第一義的には、市の施設として転用の検討を行い、それが困難である場合には地域あるいは民

間事業者等への保有移行や譲渡を検討していくこととなります。その際には、保有移行や譲渡を受けた者が、施設を維持管理する経費を負担することが大前提となってまいります。

今後、まずは地域の代表者などから地域住民によります利活用についての意向調査を行った上で、そこから出されました地域の意見、要望等に配慮した上で、市及び地域などの利活用及び譲渡企業などの公募の区分なども含めまして、全庁的に利活用方策の具体的な検討を行うこととしてございます。

次に、跡地利用が決定するまでの間、校庭や体育館といった施設の利用と学校施設の維持管理がどのように行われるのかについてでございますが、ただいま答弁をさせていただきました過程を経まして利活用方策が決定していくこととなりますが、新たな利活用方策が決定するまでは学校施設開放による地域のスポーツ活動や地域コミュニティでの利活用、また、災害時の避難所など、これまでどおりの利用ができるようにしてまいります。

維持管理につきましては、利用者のご協力をいただきながら、適切な管理に努めていくことといたします。

○川又照雄議長 商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

○中野亘商工観光部長 新総合体育館についてのご質問のうち、5番のトップレベルの大会や大きなイベント等を開催する中で、市外からの来訪者の方々への本市の魅力発信をどのように考えているのかのご質問についてお答えいたします。

新総合体育館の整備により、トップレベルの大会や大きなイベントの開催時には、市内外から多くの方々が本市を訪れることが想定されます。このような大会やイベント開催時には、本市の魅力を多くの方々に知っていただく絶好の機会と捉え、本市の玄関口であります道の駅ひたちおた観光案内所及び常陸太田駅観光案内センターでの観光PRを行う他、新総合体育館へ観光PRブースを設け、選手、大会関係者及び来場者など様々な利用者に向けて、観光PRや特産品の販売を行ってまいりたいと考えております。また、大会やイベントの休憩時間等を利用し、観光拠点である西山御殿や竜神大吊橋、地域資源等を生かしたアクティビティ体験やキャンプ、ハイキング、サイクリングなど、本市ならではのアウトドアの魅力を大型ビジョンを使って映像で紹介するなど、リピーターの確保及び市内周遊を促し、観光消費の拡大につながるよう様々な取組を関係機関等と連携して図ってまいりたいと考えております。

さらに、本市へ訪れるの方々への事前の情報提供として、大会イベントに向けて観光レンタカー助成やプレミアム付き旅行券の発行事業、団体旅行誘致促進助成事業のPRについて、市及び市観光物産協会ホームページ、SNS等での積極的な発信を行う他、当市広報広聴課と連携した戦略的な広報PRに取り組むことで誘客拡大につなげていきたいと考えております。

○川又照雄議長 政策推進室理事。

〔加瀬智明政策推進室理事 登壇〕

○加瀬智明政策推進室理事 (1) 幸久小学校施設の活用についてのご質問の中の学校跡地利用の決定までの進め方について、関連のご答弁を申し上げます。

常陸太田市廃校施設等利活用方針にございます譲渡企業等の公募による学校跡地利用の市の考え方について、改めてご答弁を申し上げます。

譲渡企業等の公募による利活用方策の検討でございますが、閉校後の学校施設の活用につきましては、現在、市工業団地での企業誘致面積が少ない状況において、閉校後の学校施設につきましては、市が若者の定住や人口減少対策、また、移住施策を進めるに当たり、企業誘致の場として重要なファクターであると考えております。

常陸太田市廃校施設等利活用方針に基づきまして全庁的な検討を行うこととなりますが、今後につきましては、これらのことも踏まえまして商工観光部と連携を図りながら、企業誘致等の公募も視野に入れ検討をしてみたいと考えております。

○川又照雄議長 森山議員。

〔1番 森山一政議員 質問者席へ〕

○1番（森山一政議員） 答弁ありがとうございました。

山吹運動公園は、長きに渡り運動広場として市民に親しまれてきた場所でもあります。何十年も使われている運動場ですので、よいところも改善しなければならない点も見えてくるのかなと思っております。

1に対してですが、地震対策としては、耐震基準を満たした施設と、安全性の確保ということで理解をしております。

何年か前ですが、源氏川の国体道路が冠水したことがありました。基本計画の説明では、水害の避難場所にはならないと伺っておりましたが、今後の基本設計の中で水害対策、地震対策について必要な対策を講じていくということで理解をいたしました。考え方、また、いろいろとあると思います。要望として体育館に入る道路や野球場の入り口など、低い箇所などを高くするだけで、幾らかの改善ができるのかなとも思っております。避難場所としても活用するのですから、水害対策、地震対策に対して、よろしくお願いいたします。

2の渋滞緩和についてですが、現在の道路を歩いてみますと、笠間線の幹線道路から入るのを入り口として、狭く、坂になっており、出口を太田中学校から下りた丁字路の信号としますと、出口の丁字路が曲がりづらくなっており、狭い道と曲がりづらい道路、見晴らしが悪く、危険性が伴う道路と感じております。また、その地域には学校等もあるので、この機会に渋滞緩和とふせて考えていただければと思っております。

周辺地域の土地や道路体系なども考慮して整備、関係機関と建設部等の調整、検討をしますとありますので、要望として、安全で、大型バス、乗用車等スムーズに運行ができる道路の整備をお願いいたします。

第3の質問ですが、トップレベルの大会を開催するに当たり、600台から700台の駐車場の計画をしているようですが、200台の駐車場は既存にある野球場の駐車場を使うとのことで分かりました。

500台の駐車場等はどの辺りにつくる計画をしているのか、また、駐車場を含め、今建っている体育館等も新しくつくる新総合体育館と併せ土地も限られたスペースですので取壊しも考え

ていると思います。体育館、駐車場をどのようになさいますか。

○川又照雄議長 森山議員に申し上げます。一問一答でお願いしたいと思います。

○1番（森山一政議員） で、伺います。

○川又照雄議長 駐車場の件での質問でいいですか。

○1番（森山一政議員） はい。

○川又照雄議長 答弁しますので、お待ちください。

教育部長。

○武藤範幸教育部長 駐車場をどの辺り、場所をどういうふうにしてというご質問でございますが、新たな体育館周辺の駐車場の場所につきましては、プロポーザルにより決定をいたしました業者による、あくまでもイメージ図ではございますが、その中で、現在の体育館を解体した場所、また、運動広場の一部を活用した場所、ここに必要な駐車台数を確保する駐車場を整備する配置となっております。基本的にはこの考えに基づくことになると考えてございますが、あくまでもイメージ図でありますので、詳細につきましては今後の基本設計の中で、場所も含め検討してまいりたいと考えてございます。

○川又照雄議長 森山議員。

○1番（森山一政議員） 分かりました。

今、話のありましたプロポーザルということで、こちらの意見なんかも伝えて、業者と話して進めていくということですよ。そういう形だと、その地域で使う体育館をどのようにうまく使えるか検討してもらって進めていってもらえればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、4の新総合体育館の運営費は相当な額になるのが予想されます。今までの職員の数は、4人から6人ぐらいだったと思います。年間で1億円から1億2,000万円程度見込むとあります大きな体育館にするのですから、職員を増員する計画もしていると思います。また、なるべく経費のかからないような方法等も考えていると思います。よろしくお願いいたします。

5のトップレベルの大会やイベント等、来場者に対して市の魅力発信を観光ブースなどを使ったり、大型ビジョンなどを使って観光拠点を映像などで発信したり、観光案内センターなどと連携強化をしていくとのことですので、戦略的PRをお願いするとともに、誘客拡大につなげていくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

次に、幸久小学校の跡地利用の件ですが、常陸太田市廃校施設等利活用方針に示した地域との調和、地域振興、費用対効果、情報媒体の活用、実現可能な利活用の推進と5つの方針を基に跡地利用を検討するとのこと、まずは地域の人々の利活用の意見を調査などをして、それから出された地域の人々の意見や要望を配慮した上で、全庁的に利活用の方策を具体的な検討を行うとあります。地域の人々の意見を聞き、跡地利用の決定がされますとのこと、これまでのように使用ができるということで、有意義に地域の人々のコミュニティの場所になるように利用させていただきます。

また、適切な維持管理も活用する方々の協力をいただきながら、今までのように……。

○川又照雄議長 森山議員にもう1回申し上げます。一問一答ですので、質問項目をきちっと上

げるか、これは要望で終わりだとかという説明をしてもらえますかね。お願いします。

○1 番（森山一政議員） 今までのように施設の管理をするとのことですので、よろしくお願いいたします。

市の体育館も新総合体育館をつくるに当たって、便利になると思います。この地域の体育館、グラウンド等は、市内も利用する人数が相当数おります。住民のためにいかに利用されるか、住民のためになったかを考えていただき、新総合体育館をつくって運営をしていただきたいと心から願っております。

これで一般質問を終わります。以上です。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 ただいまの森山議員のご意見に対してでございますが、地域の方に廃校の跡地をご利用いただけるということは、今後も引き続きということというよりは、跡地利用が決定するまでの間についてはご利用をいただけるということでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○川又照雄議長 次、2 番小室信隆議員の発言を許します。2 番小室信隆議員。

〔2 番 小室信隆議員 登壇〕

○2 番（小室信隆議員） 2 番小室信隆です。議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルスが今のところ収まっておりますが、オミクロン株が世界で騒がれ始めた中、来年より、3 回目のワクチン接種が始まります。スムーズにいくようによろしくお願いいたします。

さて、問題に入ります。

山吹運動公園野球場の防球ネットについて。

私は、ソフトテニススポーツ少年団のコーチをしておりますので、テニスコートをよく利用させていただいておりますが、過日、実際に指導していたときに、野球場よりファールボールがテニスコートまで飛んできて、危ない思いをしました。たまたま落下した場所での練習はしていませんでしたが、ボールが当たることはなかったのですが、野球場からの飛球で大けがにつながる可能性も大いにありますので、対策を講じなければならないと考えております。

このような中で、1 として、野球場外、テニスコート、駐車場、隣接の市道等でのファールボールの現状と、その際のけがや災害、損害賠償があった場合についてどのような対応をしているのか伺います。

また、今の防球ネットの高さでは、ネットを越えて野球場外へボールが飛んでいってしまう状況ですので、テニスコートの利用者や、市道の車、歩行者、駐車場の安全を第一に考えますと、防球ネットの整備等の対策が必要であり、新総合体育館整備で予算がかかることは十分に承知しておりますが、利用者の安心安全を第一に考えなければならないため、2 として、防球ネットの整備を前向きに検討していくべきだと考えますが、市としてはどのように考えているのか伺いた

い。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 山吹運動公園野球場の防球ネットについてのご質問にお答えいたします。

まず、野球場外のテニスコート、駐車場、隣接市道などへのファールボールの現状でございますが、今年度に入ってから、中学生硬式野球クラブチームの練習中に、防球ネットの下からボールが駐車場に転がり出て、練習中のチーム関係者の自家用車に当たった事案、また、成年男子による軟式野球の大会中に、防球ネットを越えて駐車場にボールが飛んだ事案の2件については、当事者から報告を受けているところでございまして、けがや事故などの事案についての報告は現時点ではない状況でございます。

次に、球場外への飛球などにより、けがや損害賠償があった場合の対応についてでございますが、市では、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しておりまして、この保険は、全国市長会が契約者となる団体契約で、賠償責任保険と補償保険により構成されてございます。万が一事故などが発生した場合、市に過失があると認められた場合におきましては、この賠償責任保険が適用になる場合がございます。なお、市の過失が認められない場合は、利用している大会主催者や各チームなどが自己責任において各自で加入しております損害賠償保険により、事故などの対応をしていただくことになるものと考えてございます。

次に、防球ネットの整備についてでございますが、まず、現在の野球場は昭和49年に竣工し、防球ネットは、一塁側は昭和55年、三塁側は平成2年にそれぞれ増設整備したもので、当時の設計におきましては、競技者レベル、ボールの種類、ピッチャーの球速、バットの種類、バットのヘッドスピードの設定を行いまして、打球曲線を考慮し、高さを13メートルとしたものでございます。

しかしながら、整備当時より現在はバットはより飛ぶバットに進化し、ピッチャーの速度も速くなってきていることなどを踏まえまして、現在の打球曲線や必要な防球ネットの高さなどを算出するなど、運動公園利用者に安全に安心して利用していただくため、防球ネットの再整備につきましては、市スポーツ施設全体の整備における優先順位を考慮した上で取り組んでまいります。

○川又照雄議長 小室議員。

〔2番 小室信隆議員 質問者席へ〕

○2番（小室信隆議員） 答弁ありがとうございました。

山吹運動公園野球場防球ネットの件、了解いたしました。

今後も野球場外へのファールボールにより、テニスコート等の利用者がけがや事故につながるものが想定されるため、テニスをする人も野球をする人も、全て公園を利用する人が安心安全に施設を利用できるように、防球ネットの設置等の対策が必要と考えておりますので、ぜひ防球ネットの整備について強く要望させていただきまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○川又照雄議長 次，４番諏訪一則議員の発言を許します。諏訪一則議員。

〔４番 諏訪一則議員 登壇〕

○４番（諏訪一則議員） ４番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので，通告順に従い質問いたします。

会計年度職員についてお聞きします。国は働き方改革の中で，同一労働同一賃金を推進するため，自治体で働く非正規職員，臨時職員について，２０２０年４月１日から会計年度任用職員制度が開始され，令和２年４月に施行されました「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により，一般職の非常勤職員及び特別職の非常勤職員の一部が会計年度任用職員に移行し，会計年度任用職員制度がスタートいたしました。この制度は，多様化する行政需要に対応するため，全国の自治体における臨時非常勤職員が増加する中，適正な任用を確保するため，特別職及び臨時的任用職員の任用の厳格化，一般職の非常勤職員の採用や任期等が明確化されたものです。募集・任用に当たっては，できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で，競争試験または選考により客観的な能力実証を行う必要，非常勤職員は競争試験によることが原則であり，その任用に当たっては，以前と比較し厳しくなりましたが，反面，報酬や手当など処遇が改善され，雇用の受皿となることも期待されています。

そこで，制度の運用開始から約１年半が経過したところですが，当市の現状について３点伺います。

１点目は，当市における会計年度任用職員の募集及び任用の状況について伺います。２点目は，会計年度任用職員は非常勤職員と同様に服務規程が該当になるのか伺います。３点目は，「地方公務員法」に位置づけられた会計年度任用職員は，災害対応の職務に当たれるのかについて伺います。

１回目の質問を終わりにいたします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 会計年度任用職員制度についての３点のご質問にお答えいたします。

初めに，当市におけます会計年度任用職員の募集及び任用の状況でございますが，まず，募集に当たりましては，市役所庁内における雇用調査に基づきまして雇用計画を作成の上，必要人員等について市広報紙及び市のホームページ等を通じて募集を行っております。

また，任用に当たりましては，申込書の書類審査を行った上で会計年度任用職員候補者名簿に登録をいたしまして，登録された者の中から雇用を計画している所管課におきまして面接等による選考試験を実施し，任用をしているところでございます。

なお，会計年度任用職員の雇用者数でございますが，本年１１月３０日現在で４６０名となっております。その内訳でございますが，常勤職員と同様の時間帯で勤務いたしますフルタイム会計年度任用職員は１名，パートタイム会計年度任用職員が４５９名となっております。

２点目の服務規程に関するご質問でございますが，会計年度任用職員につきましては，一般職の地方公務員となりますことから，地方公務員に規定されました法令及び職務上の命令に従う義

務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止及び営利企業等への従事制限の7つの服務規律が常勤職員と同様に適用されることとなりますが、パートタイムの会計年度任用職員につきましては兼業が認められておりまして、営利企業への従事等の制限については適用除外となっております。

最後に、会計年度任用職員の災害対応に関するご質問でございますが、災害対応につきましては災害時における市の職員の初動マニュアルに基づきまして、原則として市の常勤職員が対応することとしておりまして、会計年度任用職員につきましては、この初動マニュアルに基づく災害時の非常招集の対象となる職員とはなってはございませんが、勤務中に災害が発生した際には、例えば、施設などに勤務されていれば来場者の避難誘導を行うなど、雇用されている課等におきまして職務の範囲内で業務に従事することとなります。

○川又照雄議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまは、ご答弁大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目質問いたします。

現在の雇用状況はフルタイム、パートタイム含め雇用者が460名であるということですが、この雇用者460名の業務内容ごとの人数内訳、どのようになっているのかお伺いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

○綿引誠二総務部長 業務内容ごとの人数内訳でございますが、まず、一般の事務補助といたしまして85名、非常勤講師や用務員など小中学校の教育関係に従事する者が221名、社会教育指導員など社会教育関係に従事する者が16名、幼稚園教諭など幼稚園関係に従事する者が19名、保育士など保育園関係に従事する者が79名、保健師など福祉関係に従事する者が23名、その他民間交通指導員など17名。以上460名でございます。

○川又照雄議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。2点目伺います。

会計年度任用職員は翌年度も再度任用更新されるのか、また、再度任用更新できる回数上の上限は何回か、上限に達した後も改めて同一職の会計年度任用職員に応募することができるのか伺います。

○川又照雄議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度におきましては、1年ごとに前年の勤務実績に基づき再度の任用が認められてございます。

当市におきましては、国のマニュアルに基づきまして最大で2回、3年を上限としておりまして、2年目、3年目の任用に際しましては、勤務実績を踏まえ、客観的な能力実証を行っているところでございます。なお、この3年が経過した後でございますが、再度の申込みが可能となっております。

以上でございます。

○川又照雄議長 諏訪議員。

○４番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

採用に当たってはできる限り広く募集し、客観的な能力実証を行った上で採用されるものと思います。会計年度任用職員は１会計年度、例えば令和２年４月１日より令和３年３月３１日を超えて任用することは認められておらず、次年度任用される場合は、厳密に言えば更新ではなく、新たに設置された職として再度任用されることを理解いたしました。ありがとうございます。会計年度職員につきましては、理解いたしました。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わらせていただきます。

○川又照雄議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５２分休憩

午後１時００分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１０番深谷秀峰議員の発言を許します。１０番深谷秀峰議員。

〔１０番 深谷秀峰議員 登壇〕

○１０番（深谷秀峰議員） １０番深谷秀峰です。通告に従い質問をいたします。

まず初めに、森林の整備と林業の振興についてお尋ねをいたします。

森林湖沼環境税導入後の整備状況として、これまでに活用した本税の総額及び整備された森林の面積についてまずお尋ねをいたします。

昭和２０年から昭和３０年代、戦後の復興に合わせて木材需要が急増する中で、政府の拡大造林政策により、全国各地で大規模な造林事業が展開され、山の姿は自然林からスギやヒノキの人工林へと大きく変貌していきました。

しかし、昭和３９年に外材の輸入が完全自由化されたことにより、国産材の価格は昭和５５年をピークに落ち続けることとなってしまいました。昭和３０年の木材の自給率は９４．５％であったものが、平成１２年には１８．２％まで落ち込み、少しずつ回復してきたとはいえ、昨年令和２年には３５．８％にとどまっております。戦後の林業政策によって生み出された多くの人工林は、間伐など十分な手入れがなされないまま荒廃が進み、本来の森林の持つ公益的な機能を発揮できずにあると言えます。

そうした中、茨城県では、平成２０年に県独自の森林湖沼環境税を導入し、荒廃した森林の機能回復と湖沼や河川等の環境保全を図ってまいりました。県内一の面積を誇る本市においては、国有林が約８、０００ヘクタール、民有林が約１万６、０００ヘクタールで、森林総面積は約２万４、０００ヘクタール、森林比率は６６．９％と高くなっており、当然のことながら荒廃が進む森林もかなりの面積となっております。

森林湖沼環境税導入後、現在まで１４年が経過し、本市の森林も年々整備が行き渡ってきたかと思われますが、これまでに本市の森林整備にどれくらいの森林湖沼環境税が活用されてきたの

か、そして、それによって整備された森林の面積はどの程度になるのか、期別ごとにお示しください。

2として、間伐未整備の森林の状況についてお伺いいたします。

森林の健全な育成とその多面的機能や公益的機能を高めるには、適切な間伐が必要とされております。しかし、木材の価格の低迷や後継者担い手不足など、林業経営を取り巻く環境は依然大変厳しい状況が続いていると言えます。

森林湖沼環境税導入後、この14年間で間伐を中心とした森林機能回復が進んできましたが、約1万6,000ヘクタールに及ぶ本市の民有林の中でいまだに間伐未整備のままの森林はどれくらいあるのか、その状況についてお伺いいたします。

2項目め、森林環境譲与税を活用した林業振興についてお尋ねをいたします。

本税を活用した森林整備計画と林業振興についてお尋ねをいたします。

平成31年に国は、地球温暖化防止や国土の保全、水源涵養など、森林の持つ公益的機能を維持していくため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。森林環境税は令和6年から国税として1人年額1,000円を徴収することとなりますが、森林環境譲与税は令和元年度より譲与が開始され、森林の整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。その使途については、インターネット等で公表しなければなりません。

本市においては、森林環境譲与税を平成元年度より活用し、地区説明会を開催しながら森林所有者の意向調査等の取組を進めてまいりましたが、その中で見えてきた課題を森林整備計画にどのように反映して本市の林業振興を図っていくのかお伺いをいたします。

次に、スポーツ活動の振興について。

スポーツ少年団の活動の振興についてお尋ねをいたします。

1点目は、現在の市内スポーツ少年団活動状況と課題についてであります。

スポーツ少年団の歴史は、遡ること昭和37年、東京オリンピック開催の2年前に、スポーツによる青少年の健全育成を目的に創設されました。平成20年には全国で3万6,000団、団員数90万人、指導者数20万人を擁する日本で最も大きい青少年のスポーツ団体でした。しかし、少子化の進行や青少年を取り巻く社会環境の変化などにより年々団員数は減少し、令和元年度の統計では、全国で3万1,000団、団員数65万人、指導者数19万人となってしまいました。

そこで、本市においてはスポーツ少年団の活動状況をどのように把握しているのか、また、どのような課題があると考えているのかお伺いいたします。

2点目、スポーツ少年団の活動支援についてであります。

スポーツ少年団の理念は、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する、スポーツを通して青少年の心と体を育てる、スポーツで人々をつなぎ地域づくりに貢献するとあります。まさに地域の将来を担う人づくりの出発点と言ってもいいでしょう。少子化で団員が集まらない、適当な練習場所が見つからない、指導者が足りないなど、様々な問題に対し、スポーツ少年団を運営していく上で行政のサポートは必要不可欠となっております。

そこで、本市ではスポーツ少年団に対しどのような活動支援を行っているのかお伺いいたしま

す。

3 点目になります。スポーツ少年団の各種大会等の現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

スポーツ少年団の数の減少は、これまで行ってきた各種競技大会等にも影響しております。柔道を例に取れば、以前は市内に 5 つの団体があり、それだけで 100 人以上の子どもたちがいたわけです。大会を行っても非常に活気があり、大いに盛り上がっていました。残念ながら、現在活発に活動しているのは 1 団体となってしまう、大会を開催するに当たっては、近隣の団体に参加を仰がなければならない状況です。

そこで、現在、市内のスポーツ少年団の各種大会等の現状はどのようなものなのか。また、団員数の減少により市が主催となっている大会等の開催が難しい競技種目については、今後どのように考えていくのかお伺いいたします。

3 番目、青年を対象にした生涯学習について質問いたします。

1 点目は青年を対象にした生涯学習についてであります。

今議会において、常陸太田市第 6 次総合計画後期基本計画が上程されております。平成 29 年度から令和 3 年度までの前期基本計画に続く、今後 5 年間の本市の大変重要な計画であります。

前期計画では、夢を持って活躍する人づくりの項で、若年層を中心とした新たな団体の育成支援に取り組みますとあり、私もこれまで 3 回青年教育について質問してきた経緯がありますので、次の 2 点についてお尋ねをいたします。

1 点目は、現在の生涯学習講座の状況であります。

前期基本計画の多様な学習機会の支援の項では、現状と課題として、生涯学習講座の参加者は高齢者が中心であるため、引き続き高齢者に人気のある講座を開催しつつ、若年層のニーズを捉えた講座や教室を企画することが課題として挙げられますと明記されておりますが、現在の生涯学習講座はどのような状況なのかお尋ねをいたします。

2 点目は、青年を対象にした取組についてであります。

生涯学習は、子どもから高齢者まで市民一人ひとりがいつでもどこでも学習することができることが基本で、それを通して様々な地域活動に結びつき、地域の活性化が図られるものです。

ところが、現在、残念なことにその輪の中に若者はなかなか入ってこようとはしません。いかにして青年層を取り組んでいくかについては、どこの自治体も頭を抱えていると思います。青年問題、青年教育について過去 3 回質問してきた中で、それに対する教育長の答弁は少しずつ変化してきました。最初の頃は、青年を対象にした活動の在り方について考えてまいりますでしたが、地域で青年の果たす役割はますます重要になってくることを考えても、今後、青年の教育は重要であると考えております、そして最後は、西山研修所はまさしく青少年の教育施設でありますので、今後はこの施設を活用して青年教育に取り組んでまいりたいと考えておりますと変化していきました。

そこで、現在、市としては青年を対象とした取組については、今後どのように考えていくのかお伺いいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。農政部長。

〔根本勝則農政部長 登壇〕

○根本勝則農政部長 森林の整備と林業の振興について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、森林湖沼環境税導入後の整備状況についてお答えいたします。

1点目のこれまでに活用した森林湖沼環境税の総額及び整備面積でございますが、森林湖沼環境税につきましては、森林並びに湖沼及び河川の環境保全に資することを目的として、平成20年度に導入された県税でございます。

当市における森林湖沼環境税の活用事業といたしましては、平地林・里山林の整備を行う、身近なみどり整備推進事業及び手入れのされていない森林の整備を行う、森林機能緊急回復整備事業の2事業を実施してまいりました。

事業の実績でございますが、平成20年度から平成24年度までの第1期5年間においては、2事業合わせまして整備面積846ヘクタール、活用額3億2,130万円。平成25年度から平成29年度までの第2期、5年間においては、同じく整備面積375ヘクタール、活用額1億5,040万円。平成30年度から令和3年度までの第3期4年間においては、森林機能緊急回復整備事業が第2期で終了したため、身近なみどり整備推進事業の今年度末における見込みとなりますが、整備面積40ヘクタール、活用額4,730万円となっており、本市における14年間の整備面積は合計で約1,261ヘクタール、活用額は約5億1,900万円となる見込みでございます。

次に、2点目の間伐未整備の森林の状況についてお答えいたします。

茨城県の森林情報のデータベースである森林クラウドシステムを基に、10年以上整備されておらず、間伐などの手入れが必要な森林の面積を集計いたしますと、県有林、市有林、私有林などの民有林約1万6,000ヘクタールのうち、約8,000ヘクタールが間伐未整備となっている状況でございます。

続きまして、森林環境譲与税を活用した森林整備計画と林業の振興についてお答えいたします。

間伐等の森林整備につきましては、これまで森林所有者自らが森林組合等の林業事業体へ委託し、県事業を活用しながら整備を進めてまいりましたが、平成31年4月に森林環境譲与税を活用した新たな制度である森林経営管理制度がスタートしたことにより、適切な経営管理が行われていない森林の管理を市町村が仲介役となり、林業事業体と連携しながら、森林の適切な経営管理の促進につなげていくこととしています。

森林環境譲与税を活用した森林整備計画は、市内13の森林区域の団地ごとに、森林所有者への意向調査を実施し整備していく計画としております。

意向調査の実績といたしましては、令和元年度と令和2年度の2年間の調査面積は740ヘクタールで、うち市へ森林管理委託を希望する面積は86ヘクタールでございました。

今後における森林整備につきましては、引き続き森林所有者への意向調査を継続して実施しながら、1筆ごとの森林の現況調査や、森林所有者への整備内容の提案を行うなど、森林所有者と

林業事業体をつなぐ仕組みを確立し、効率的、効果的な間伐等の整備につなげてまいりたいと考えております。

また、林業経営体が安定した事業量を確保するため、市有林の整備につきましても、森林組合等の林業事業体との連携、調整を図りながら、適切な管理を進めることで雇用の場の創出に努めるとともに、地域おこし協力隊制度の活用や、林業新規就労者の家賃助成等の生活支援、国の緑の雇用事業等の技術支援及び経営支援等、必要な担い手支援を実施してまいりたいと存じます。

このような中、令和3年3月に、市と茨城森林管理署、茨城県県北農林事務所、常陸太田市森林組合の4者で、市内全地域の森林を対象とする常陸太田地域森林整備推進協定を締結してございます。これにより地域林業の活性化に向けた取組や、民有林と国有林で効率的な森林施業の実施が期待されるとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等、制度の円滑な運用につなげていくため、関係機関との情報交換、情報共有をはじめ、連携協力しながら林業振興に努めてまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 スポーツ少年団活動の振興についての3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の市内スポーツ少年団の活動状況と課題についてでございます。

令和3年度の活動状況といたしましては、11種目、24のスポーツ少年団、469名の団員が活動しているところでございます。

11種目の内訳でございますが、軟式野球、バレーボール、ミニバスケットボール、ソフトボール、ソフトテニス、サッカー、フットサルなど。また、ドッジボールやバトミントンなどを行う複合種目。剣道、柔道、空手道などの武道でございます。なお、参考といたしまして、10年前の平成24年度には、36のスポーツ少年団、802名の団員が活動をしておりまして、この10年間で12の少年団が活動を終了し、333名の団員が減少している状況でございます。また、スポーツ少年団活動は指導する方々のご協力により成り立つものでございますが、平成24年度の指導者187名に対しまして、令和3年度は118名と、69名減少している状況でございます。

このようなことから、課題といたしましては、議員ご発言のとおり、少子化、人口減少等の進行によります団員と指導者の減少であり、今後いかにしてスポーツ少年団の維持・育成を図っていくかが大きな課題であると認識しているところでございます。

2点目のスポーツ少年団の活動支援についてでございますが、まず、広報活動に対します支援といたしまして、広報ひたちおおたへ団員募集の記事掲載、小中学校や幼稚園などへの募集案内チラシの配布、市ホームページへの各スポーツ少年団の活動を紹介するページの掲載、各種団体や個人の県大会での活躍や関東及び全国大会出場など、優秀な成績を収めた場合、その功績を山吹運動公園体育館に掲出することによる市民への周知など、各種広報活動を行うことで少年団活動を支援しているところでございます。また、市有有料施設の使用料につきまして減免をするなど、団運営に対する費用面での支援にも努めているところでございます。

子どものスポーツ活動の推進は、市スポーツ推進計画に掲げる目標の大きな柱の1つとしておりますことから、今後とも各スポーツ施設の環境整備、スポーツに取り組むきっかけづくり、指導者の発掘育成など、各団の皆様方や、学校、地域などと連携を図りながらスポーツ少年団の活動を積極的に支援してまいります。

3点目のスポーツ少年団の各種大会などの現状と今後の考え方についてでございますが、まず、各種大会などの現状につきましては、各競技の上部団体が主催する大会への参加の他、市内で同じ競技を行っている少年団同士の交流試合などを行っているところでございまして、これら競技団体が主催する大会などへの参加は今後も継続していくものと考えてございます。

一方で、近年の団員数の減少により、市主催の大会などの開催が困難な競技種目のケースも多く見受けられることから、今後は、これまでの大会形式から、競技の振興や競技人口の増加につながることを目的とした新たな取組の開催、あるいは一部の競技種目において市内で既に開催をしていますように、民間企業や団体などと連携し、近隣や県外などのスポーツ少年などを集めた大会の開催など、スポーツ少年団の活動の活性化や子どもたちのスポーツの意欲向上につなげてまいりたいと考えてございます。

続きまして、青年を対象とした生涯学習についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の生涯学習講座の状況についてでございますが、市民一人ひとりが生きがいを実感し、豊かな人生を送っていただくため、各地区生涯学習センターにおきまして、市内外の人的資源や地域資源などを活用し、市民それぞれのライフステージや市民ニーズ、時代潮流等に応じました各種講座・教室を開催しているところでございます。

平成30年度は30の講座・教室を開催し、延べ3,844人の参加者、令和元年度は34の講座・教室を開催し、延べ4,050人の参加者がございまして、参加者は60歳以上の方が主となっているのが現状でございます。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座・教室数は34でございましたが、参加者数は延べ2,347人とどまっております。

次に、青年を対象とした取組についてお答えいたします。

青年層の地域における活動の活性化はまちの元気づくりに大きく寄与するものであることから、青年層の活動を後押しするための支援や、連携による事業創出などが必要であるものと考えてございます。

これまで、本市におきましては、青年層が中心となった、まちに賑わいを生み出す様々なイベントや事業が行われてきているところで、今月には、青年会議所が主催する青年層の交流を目的としたイベントが西山研修所を活用し開催されるものでございます。

今後におきましても、庁内関係部署、関係機関、各種団体などと連携した青年層が交流できる機会の創出、また、生涯学習におきましては、青年活動の実践者などを講師といたしました各種講座や研修会などの開催によります青年層の活動支援、意識の醸成、仲間づくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○１０番（深谷秀峰議員） それでは初めに、森林の整備と林業の振興について再質問をさせていただきます。

１項目めの２番になります。間伐未整備の森林の状況の中で、ご答弁では、民有林が約１万６、０００ヘクタールのうち半分の８、０００ヘクタールが未整備となっているとありますが、この民有林の中の市が保有する森林、これの整備状況についてお尋ねをいたします。

○川又照雄議長 農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのご質問でお答えいたします。

市有林の整備状況でございますけども、令和２年度末の現在の面積は５８２ヘクタールで、平成２８年度から平成３０年度までの３年間で、町屋町、春友町、茅根町地内の市有林２．５ヘクタールの間伐を実施しております。また、里川町地内の県との分収林３９．４９ヘクタールについて、令和元年度から令和５年度までの計画で皆伐及び再造林を行っているところでありまして、令和元年度に７．２８ヘクタール、令和２年度に９．８５ヘクタールの皆伐を実施しており、令和３年度には１２．２１ヘクタールの下刈と植栽事業を実施している状況でございます。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○１０番（深谷秀峰議員） 私は以前、市の保有する森林の整備について質問した経緯がありまして、そのとき当時の総務部長が、きちっと整備計画をつくって整備を進めていくというご答弁がありました。森林組合など関係機関と十分に協議して、民有林の中で市有林が最も早く整備が進むような状況のほうが一番全体的に森林の整備が進んでいくのかなと思うんですけども、それを要望しておきます。

２点目。今回新たに、これまでの県が行ってきた森林環境贈与税にプラスして、国が進めようとしている森林環境譲与税が加わってきました。森林湖沼環境税は、今、県議会で審議中なので、恐らく採決されると思うんですが、この２つが同時に、市の予算の中でどういう事業を展開していくのか、どういうふうに分けていくのか。それについてお尋ねをいたします。

○川又照雄議長 農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

森林湖沼環境税事業については、今年度３期目が終了することから、令和４年度以降の継続については、ただいま議員ご発言のとおり、現在、県議会で審議中でありますため、本税の継続は決定はしていませんが、現行の森林湖沼環境税の活用事業は採算性が高く、林業経営に適した森林を増やすための事業に活用されておるということで、間伐や植栽等の森林整備に対する補助事業であるいばらきの森再生事業ですとか、林業機械レンタル経費を補助いたします森林施業効率化促進事業などが実施されているところでございます。

一方、森林環境譲与税については、採算性が低く林業経営に適さないため未整備となっている森林を対象に活用するものであり、市では、森林所有者への意向調査や森林整備、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発など、森林の適切な管理につながる事業を実施することとしております。

どちらの税につきましても、森林の環境保全に資する財源ではありますが、使途が重複しない

よう事業を整理し、互いが森林整備につながる事業を補完する形となるよう推進してまいりたいと存じます。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 新たに森林環境譲与税が予算の中に組み込まれるということで、それがどのような形で市内の森林の整備にかかっていくかというのは、なかなか市民から見れば色分けができない。ただ、それが使われることで、より一層森林の整備が進めば、非常にありがたいと思います。ただ、先ほど申したように、森林環境譲与税は、その使い道をしっかりと報告するとなっておりますので、そちらのほうもしっかりやっていただきたいと思います。

森林関係について最後の再質問です。

森林環境譲与税の活用にあたっては、その前提として、意向調査を現在進めているところですが、現在まで意向調査を進めて、2年間で740ヘクタールの調査を行ったということですが、そのうち市への管理委託希望が86ヘクタール、この数字が何を表しているのか分かりませんが、この調査を進めていく中で、どういう課題が見えてきたと捉えているのでしょうか。

○川又照雄議長 農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和元年度から意向調査を進めてきている中で見えてきた課題といたしましては、所有者が不明の場合や、未回答の方への対応についての検討が必要である他、市へ経営管理を委ねることを希望する所有者が自身の山林の状況を把握していない場合、それから、意向確認後に森林整備を実施していくに当たりまして、その整備内容を所有者に説明するために、1筆ごとに現地調査を行う必要があること、さらには、所有規模の小さい森林が多いことから、効率的に整備するには森林の集約を図っていく、そういう必要があることなどがございます。これらの課題を踏まえまして、森林整備を実施するにあたっては、意向調査から森林整備にかけての一連のサイクルとなる仕組みを確立して、効率的・効果的に進めることが重要であると考えております。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 理解をいたしました。森林のサイクルは人間の人生と同じように非常に長いものです。植付けから育成、間伐、主伐まで50年から60年かかるわけで、ちょうど戦後昭和30年から昭和40年にかけて植林されたものが、今、主伐期に入っているわけですね。そうしたことも踏まえて、間伐以外にも山の整備というのは重要なものがありますから、きちっとそのサイクルが回るような環境をつくっていただきたいと思います。

次に、スポーツの振興のほうで、スポーツ少年団の各種問題について再質問いたします。

先ほど答弁の中で、この10年間で活動を終了した団体があるということなんですが、その内訳をお尋ねをしたいと思います。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 この10年間で活動を終了いたしました12のスポーツ少年団の内訳でございますが、柔道が2団体、剣道が同じく2団体、空手が1団体、サッカーが1団体、ソフトボールが2団体、軟式野球が2団体、バレーボールが2団体、バスケットボールが2団体の計14

の団が活動を終了しておりまして、一方でフットサルの少年団が新たに2団体、活動をこの10年間で始めたところでございます。なお、団員数の減少につきましては、サッカーの団が最も多くて、この10年間で166名の団員数が減少しているのがサッカーでございます。

以上でございます。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 少子化で、スポーツ少年団が大変、団を維持するのが難しい状況はこれ全国共通なんですけども、日本スポーツ少年団が出している統計を見ると、子どもの数の減少率と各種スポーツ少年団の競技種目の減少率を示したグラフが競技ごとに出ているんですよ。それを見ると、割とサッカー、野球あたりは子どもの減少率に比較してもそんなに減少してない。逆に、柔剣道、武道なんかは極端に子どもの減少率をはるかに下回る減少率を示しているんですよ。そういう現象がもしかすると本市にもあるのかなと思って質問したんですけども、全体的に減っているということで理解をいたしました。

そうすると、重要になってくるのは、行政側からいかにしてスポーツ少年団を支援していくかということに関わってくるんですが、一昨年からの2年ちょっとの間、コロナウイルスの関係で市内のスポーツ少年団はかなり練習も試合もできない状況が続いてきたと思うんです。そういう中で、このコロナ禍での行政からの活動支援というのはどういうものがありましたか。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 コロナ禍の中でのスポーツ少年団に対します活動支援の1つとして行ってきたことが、どうしてもコロナ感染によりスポーツ少年団活動を中止・休止にした時期がございました。その際に、子どもたちが自宅で過ごす時間が増え、どうしても仲間と一緒に練習や試合ができないことでストレスを抱えてしまうことを懸念しまして、日本体育施設協会公認のトレーニング指導士に、自宅に居ながら親子で気軽に運動ができ、運動不足の解消やリフレッシュができるようなトレーニングメニューを作成していただきまして、各スポーツ少年団に配布し、取り組んでいただいたところでございます。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） それでは、3点目の各種大会等の現状と今後の考え方について、先ほど市主催の大会等の開催が困難な競技種目のケースも見受けられるということでありましたけれども、まさしくその1つが柔剣道大会だと思うんです。私も指導者登録しておりますので、現状はつぶさに理解しているところであります。

例えば、63回を数える常陸太田市の防犯柔剣道大会。これは恐らく、私が小中学生のとき参加した頃は、県北管内で最も大きい大会だったと思うんです。これまで63年、半世紀以上続いているわけですよ。それが現状はもう、市内の競技団体だけでは成り立たないわけですよ。先ほど言ったように近隣市町村から柔剣道をやっている子どもたちを集めてどうにか開催してきているところですね。ここ数年間。もう一つは、武道が盛んだった旧水府村時代から続いている武道大会。これも現状はやはり同じです。今、恐らく、市内の剣道をやっている小中学生四十数人だったと思うんですよ。柔道が二十数人。とても大会はできないですよ。先ほど答弁にあった

ように、幾ら歴史があろうとも、その競技の振興や、子どもたちにとってもっとその競技が好きになるような、そういう取組というのは、試合形式の大会じゃなくてできるわけです。新たな取組をぜひとも考えていただきたいところですが、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

市で主催しております防犯柔剣道大会とか武道大会につきましては、やはり議員ご発言のとおり、なかなか開催が困難な大会というふうに捉えているところでございます。

今後の考え方でございますが、これまでの大会形式から競技の振興や競技人口の増加につながることを目的といたしました新たな取組といたしまして、仮称ではありますが、武道フェスティバルのような、そういうイベントを開催し、競技団体、競技人口の増加につながるような、そういう競技を開催できないかということで、今現在、各競技団体と協議、調整をしているところでございます。

○川又照雄議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） あと、先ほどご答弁にあったように、民間企業とか市内の各種団体との連携なんてのも、これはいいアイデアだと思うんですよ。例を1つ言えば、明日とあさって、常陸太田市ライオンズクラブが主催する、市にもお世話になっているんですけども、リトルシニアの大会。これ、全国の強豪チームが集まってくるので、そうした大会をぜひご覧いただいて、市内の野球に興味ある子どもたちにも来てもらって、それで裾野を広げていく、そういう取組も必要なんじゃないかなという気はいたします。ぜひお願いしたいと思います。

3点目に入ります。

青少年の件なんですけど、これを通告したとき、恐らく答弁に困るだろうと正直思いました。今の青年の意識の変化とか周りの環境の変化、仕事を含めた環境の変化の中で、物すごく個人主義といいますか、団体で何かをするという意識がまず乏しいです。ですから、そこにお声をかけて青年を呼び集めるというのは、よほど本腰をかけてやらないと難しいんですよ。ですから、私さっき1回目で言ったように、前教育長がしっかりと今後考えていきますって言ったとき、私、正直うれしかった。前期基本計画を見たらちゃんと載っているんですよ、文言として。それも二重丸が付いている。だからこの4年間で、前期計画の中で何かやるんだろうと期待をしていたんですが、やはり難しかったのかな。でも、先ほど教育部長も言ったように、青年教育というのは社会教育の中でやらなくちゃなんないんですよ。しかも、それをやらないでいると、地域の中で人づくりができないんです。ぜひともね、全国を見ればそういつてもいろんな事例があります。失敗しながらも何度も何度もチャレンジしている自治体もあるんですよ。ですから、諦めないで、ぜひ、青年問題に対しては取り組んでいってもらいたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○川又照雄議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをい

いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードについてお伺いいたします。

マイナンバーカードの普及について。

マイナンバーカードの普及率と普及策の現状についてお伺いをいたします。マイナンバーカードは、カードの交付枚数が、今月16日の時点で5,000万枚を超え、全人口の39.5%に達したとの報道発表がありました。9月にデジタル庁が発足しましたが、今後のデジタル社会の基盤構築にはこのマイナカードが不可欠であり、国はもちろん、各自治体でも一層の普及に力を入れなくてはなりません。国の目標は2022年度末までにほぼ全ての国民にマイナカードが行き渡るようにすることと定めております。このため、今年の10月からは健康保険証として利用できるようにし、スマートフォンへのマイナカード機能の搭載や、運転免許証との一体化も進めております。こうした利便性の向上はマイナカード普及に欠かせませんが、目標達成には取組を一段と強化しないと程遠いのが現状でございます。

私は、昨年の6月の定例議会一般質問でもマイナカードの推進のための方策や交付率を伺いましたが、その時点での本市の交付率は12.8%でありました。県全体では16.2%で、全国平均よりは県はやや高い16.6%でございました。その後、今年の12月まで延長されたマイナポイントが上限で5,000円分付与されるマイナポイント事業により、交付率が上向いたようでございます。

現在の本市の交付率について、全国、県、そして、他市町村と比較して、どのように分析されているのかお伺いをいたします。また、普及に向けた対策の現状をお伺いいたします。

次に、最大2万円のマイナポイント付与事業によるカードの交付の対応についてお伺いいたします。

今後注目したいのが、11月19日に決定した政府の経済対策に盛り込まれた新たなマイナポイント事業でございます。今回決まったマイナポイント事業は、カードの保有者や新規取得者に1人当たり最大2万円分のポイントを付与するものであります。具体的には、カードの新規取得者を対象に、登録したキャッシュレス決済サービスで利用した金額の25%、最大5,000分のポイントを付与。また、カードを健康保険証として利用できる手続きをした人に7,500円分、マイナンバーと金融口座のひもづけを行った人に7,500円分のポイントをそれぞれ付与いたします。このマイナポイント付与の事業は、マイナカード普及と同時に、消費喚起を促す効果が期待できます。コロナ禍で傷んだ日本経済を立て直すには、個人消費を活発化させる必要があります。ポイントを付与する意義は大きいと考えます。マイナポイント事業の実施期間などの詳細はこれから決まりますが、決定後、カードの希望者の来庁や問合せで混乱することがないようにお願いいたします。そこで、丁寧な情報発信や窓口の対応等、その対策についてお伺いをいたします。

次に、ゼロカーボンに向けた対策についてお伺いいたします。

ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。本市のゼロカーボンシティ宣言に対するご所見をお伺いしたいと思います。

11月13日閉幕したCOP26では、地球温暖化による悪影響の回避へ、産業革命前からの

平均気温の上昇を1.5度に抑えることで各国が一致しました。地球温暖化対策は、パリ協定にもあるように、全世界が取り組むべき課題として待ったなしであります。カーボンニュートラル実現には、国はもちろんですが、各企業、各家庭、そして各自治体も積極的に取り組まなくてはなりません。日本では脱炭素社会の実現に向け、2050年度までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体、ゼロカーボンシティが増えております。2019年9月の時点で東京都や横浜市など4自治体でしたが、昨年10月に菅総理が2050年実質ゼロを表明した後、その宣言をする自治体が急速に拡大をいたしました。今年の8月末には444自治体、内訳は40都道府県、268市、10特別区、106町、20村まで増え、その総人口は1億1,000万人を超えています。環境省は8月31日、2022年度予算概算要求を発表し、再生可能エネルギー導入など、地域の脱炭素化推進に向け、自治体を対象とする新交付金創設に200億円を計上いたしました。政府は2030年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする先行地域を全国で100か所以上設ける方針を決定、新交付金は同地域などに配分し、再生可能エネルギー発電設備の整備、建築物の断熱・省エネ化、電気自動車導入などの経費に2分の1から4分の3を補助していく計画であります。脱炭素社会の実現を表明する自治体は既に独自の取組を展開し始めているところが増えております。本市のゼロカーボンシティ宣言に対するご所見をお伺いいたします。

次に、地域脱炭素ロードマップについてでございます。

今年の6月には、国・地方脱炭素実現会議で、改正「地球温暖化対策推進法」に基づき、市町村には地方公共団体実行計画の再生可能エネルギーの導入目標を設定した地域脱炭素ロードマップが示されました。2030年には自治体の建築物及び土地では、設置可能な建築物等の約50％に太陽光発電設備の導入を目指すとなっております。

そこで、本市の現在の太陽光発電設備の設置の状況をお示しいたきながら、今後の設置の考え方についてご所見をお伺いいたします。

次に、がん検診についてお伺いをいたします。

がん検診の受診率について。

新型コロナウイルス感染拡大前と昨年とを比較した各種がん検診の受診率の分析についてお伺いをいたします。

大学病院などで2020年に実施されたがんの診断数が、前年に比べて9％減少したとの調査結果を日本対がん協会などが発表いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大でがん検診が一時中断されたり、受診や通院を控えたりしたことで、がんの発見が減ったと見られております。早期発見・早期治療が重視されるがん医療が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で足踏みしている状態が、日本対がん協会などの全国調査で浮かび上がりました。診断数を5つの部位別に見ると、胃がんは2019年比13.4％減で減り幅が最も大きく、以下、大腸がんが10.2％減、乳がんが8.2％減、肺がんが6.4％減、子宮頸がんが4.8％減となりました。

診断数減少の一因は、がんの検診を受けた人の減少です。2020年度4月から5月の全国で初めて緊急事態宣言が行われた際には、自治体などで実施されるがん検診が相次いで中止をされました。日本対がん協会の調査では、2020年のがん検診の受診者数は、前年に比べて約3割

減ったとされております。

そこで、本市の新型コロナウイルス感染拡大前と昨年とを比較した、5つの部位別に見た各種がん検診の受診率の分析についてご所見を伺います。

次に、今後のがん検診の受診勧奨についての対策をお伺いいたします。

コロナ禍のがん対策は、感染拡大の第6波に備え、医療機関の感染対策の徹底を図るとともに、検診自粛をどう減らすかが鍵になってまいります。早期発見・早期治療が重視されるがんだからこそ、がん検診の受診が何より必要なこと、がんが進行してから発見され治療しても、例えば5年相対性生存率が低くなることなどを市民へ分かりやすく、そして、幅広く情報を提供していただきたいと考えます。今後の受診勧奨の対策についてのご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔磯野初郎市民生活部長 登壇〕

○磯野初郎市民生活部長 マイナンバーカードの普及についてのご質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの普及率と普及策の現状についてお答えいたします。

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が始まり、最新の本年11月21日現在の交付件数は1万6,980件、交付率は33.8%で、県内30位でございます。なお、県全体での交付率は37.8%、全国では39.6%という状況でございます。参考としまして、令和2年10月末時点の交付件数が8,427件、交付率は16.5%でございましたので、1年で約8,500件が増加いたしました。令和4年度は約1万3,000件の増加を見込みまして、交付率の目標を60%にしたいと考えております。

普及策としましては、現在は、平日にマイナンバーカードを受け取りに来られない方のために、毎月第2日曜日に交付窓口を開設しているところでございます。また、市職員が市内企業や団体等へ出向いてマイナンバーカードの申請補助を行う出張申請サービスにつきましては、コロナ禍が落ち着くまで実施を見合わせておりましたが、先日発行しました広報ひたちおおた11月号に記事を掲載しましたとともに、今後は、市内企業や団体等へ個別にチラシを配布して周知し、積極的に企業等へ出向いてマイナンバーカードの申請受付に努めてまいりたいと考えております。

さらに、市役所の専用端末でマイナンバーカードがオンラインで申請できる窓口を本庁及び各支所に令和2年10月から設け、本年11月末までに2,291件の申請を受け付けてございます。

オンライン申請は、市職員が申請者の補助をしながら、申請書の記入から写真撮影、カード受け取りの際の説明まで数分で完了し、難しいと思われがちなマイナンバーカードの申請が気軽に短時間で行えるものでございまして、多くの市民に利用いただけるよう、引き続き利用促進に努めるとともに、新たな普及策についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、最大2万円のマイナポイント付与事業によるカード交付の対応についてお答えいたします。

今後、最大2万円のマイナポイント付与事業の実施に合わせて、申請者の急増が予想されることから、申請の状況によりまして、日曜日の交付窓口を毎週に拡大することなどを検討するとと

もに、カード交付の際にはチラシを活用し、マイナポイント付与事業について丁寧な説明をしていきたいと考えております。

次に、ゼロカーボンに向けた対策について。

1つ目のゼロカーボンシティ宣言についてのご質問にお答えいたします。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルは、あらゆる施策を推進する上で必須であると認識しております。

現在、市におきましては、市民の方が設置します家庭用太陽光発電機器や、蓄電池及び高効率給湯器の設置に対して補助金を交付しており、今年度からは、クリーンエネルギー自動車等購入についても新たに補助金を交付しているところでございます。

また、本年9月号の広報ひたちおおたにおいて、環境のために今できることと題し、ごみの減量や温室効果ガスを減らす取組について特集を掲載し、啓発活動を行っているところでございます。

今後におきましては、市内において風力発電事業を行っている事業者からの寄附金を基金とし、カーボンニュートラルの推進に取り組む市内企業や、市民が地球温暖化防止に取り組む活動、また、児童生徒が作成する環境作品を表彰します懸賞制度の創設を検討する他、令和4年度の予算編成においてもカーボンニュートラルへの取組を加味した施策を検討し推進していくとともに、ゼロカーボンシティ宣言に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の地域脱炭素ロードマップについてのご質問にお答えいたします。

本市役所関係施設の太陽光発電設備の設置状況につきましては、本庁公用車庫の屋根の他、水道施設など11施設に設置しており、平成2年度の発電量の合計は、16万8,000キロワットアワーであり、これは一般家庭56軒分の1年間の使用量に相当いたします。

今後の設置の考え方でございますが、地球温暖化対策実行計画を更新するに当たり、設置可能な建物の抽出や、新たに建築する建物への太陽光発電設備の導入を推進していくこととし、地域脱炭素ロードマップが示す目標に対して努力してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 がん検診の受診についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大前と比較した各種がん検診の受診率についてでございますが、国及び県の指針に基づいて実施している胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診における令和2年度の受診率と前年度比につきましては、胃がん検診は5.7%で2.6%の減、大腸がん検診は14.7%で5.2%の減、肺がん検診は9.1%で17.2%の減、乳がん検診は20%で1.2%の減、子宮がん検診は5.3%で6.7%の減となっております。全てのがん検診で、前年度より受診率は減少しております。

この受診率の減少は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等により、特定健診とがん検診を総合的に実施している爽やかセット検診の中止や、単独のがん検診の延期に伴い、実施予定日数が大幅に減ったことや、新型コロナウイルス感染を懸念して予約をキャンセルした方

が多かったことが大きな要因であると考えております。

次に、今後のがん検診の受診勧奨についての対策でございますが、議員ご発言のとおり、がん検診の受診を控えることがないように、令和3年度においては積極的に受診勧奨に努めているところでありまして、まず、6月の広報ひたちおおたに、令和元年度と2年度の受診状況をグラフ化した上で、がんの早期発見・早期治療の重要性や、完全予約制で人数を減らし、密にならない会場設営で実施していること、がん検診は不要不急に当たらない旨を掲載をしております。

また、乳がん及び子宮頸がんの医療機関で行う検診については、令和3年度よりインターネット申請が可能となったことや、窓口に来所しないで直接医療機関において受診できることになったことを広く周知することにより、令和3年10月末現在において、令和元年の同時期と比べると509人の増、令和2年からは271人の増の申込数となっております。

他には、194名の保健推進員による地域でのがん検診勧奨のチラシ配布、がんにかかりやすくなる30代から40代の方に対しましては、乳幼児健診等における保健指導時のチラシ配布、緊急事態宣言が解除された10月以降は、保健師による地域での健康教育の場などで受診勧奨を行っております。

さらに、子宮頸がん検診では21歳となる方、乳がん検診では41歳となる方に対し、国の補助を活用し検診無料クーポン券を配布しており、加えて、5がん検診において過去2年間のうちどちらかの年度でがん検診未受診の5歳刻みの節目年齢の方々に対しまして、年度当初に受診勧奨の案内を送付しておりますが、再度の勧奨案内を10月末現在で未受診の約2,500名の方に先月送付をしたところでございます。

今後、引き続き各種がん検診の受診率向上を図るため、市民の皆様が受診を控えることがないように、あらゆる機会を捉えて受診勧奨するとともに、コロナ禍においては市民の皆様の生活様式も変化しており、子宮頸がん検診のように窓口へ申込みをせずに、電話やネット予約で実施できる医療機関検診の受診者が増えていることから、今後、他の検診においても市民の受診行動の実態を把握しながら、利便性が向上するよう創意工夫し、進めてまいります。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいま、ご答弁大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及でございますけれども、これ、私ちょっと調べましたら、石川県の加賀市ですね。これ、6万5,000人ほどの市なんですけれども、昨年4月は本市と変わらない、カード交付率は13.4%ぐらいだったんですけども、それが本年、今年の11月で市区別では全国1位の、何と70.7%に達して注目されているんですよ。この市は人口減少、高齢化社会への対応として、将来的に行政機能の維持をしていくためには、デジタル化による地方創生へと大きく舵を切ろうということで判断して、デジタル社会のインフラとして、マイナンバーカードの普及が重要であるとして、職員間で話し合っその意識を変えたということであります。職員の意識が変わって、どうそれでは取り組もうかということでございまして、その中で、私もちょっ

と、今、お聞きしたいんですけども、本市の市の職員のマイナンバーカードの取得率というのはどのぐらいなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○川又照雄議長 市民生活部長。

○磯野初郎市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の市町村職員共済加入職員数での数値を述べさせていただきます。527名に対して取得者数が347名でございまして、割合としては65.84%という状況でございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 市の職員として、結構、以前はかなり低かったと思ったんですけども、65.84%まで増えたということでございます。それでも、この加賀市の取得率には届いていないですよ。そういう意味で本当に市の職員の意識転換というのは非常に重要なのかなというふうに思っております。ぜひともこの交付率を、市の職員の方の取得も、一緒に進めていただきたいなと思っております。

その中で、加賀市はその普及方法として、1回目の質問の中にあつたように、昨年より実施された国の最大で5,000円分のマイナポイントを付与するマイナポイント事業とはまた全く別に、市独自で昨年6月から今年の8月までの期間、マイナカード保有者と新たに申請する市民を対象に、1人5,000円分の地域商品券を配布したことがきっかけとなって大きく伸びたということでもあります。そういう意味で、本市として市民へカード取得を促す大きなインセンティブを市独自で与える施策というのは非常に重要になってくるのかなというふうに考えておりますけども、その部分では今後、先ほどの答弁も、検討するということがありましたけども、もう一度お願いします。

○川又照雄議長 市民生活部長。

○磯野初郎市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得を、動機づけを促します市独自の施策につきまして、現在、関係課とどういったものがあるか協議をしているところでございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひとも期待したいと思います。

その加賀市なんですけども、マイナカードを所有しているという、その大きな利点であると思えるように、このカードを施策として、商品券以外の部分として、そのカードをデジタル上の身分証にしてスマホで完結できる行政手続というのを172種類まで増やしたということでございます。そういったマイナカードを普及させるためには、取得することの利点をどれだけ生み出せるか、行政としてどれだけ生み出せるかが重要になってくるかと思えます。ぜひとも今後の対策に期待をしたいと思えます。

続きまして、ゼロカーボンに向けた対策についてでございます。

ゼロカーボンシティー、かなりもう、1億1,000万人分のところで宣言しているということでもありますけれども、このゼロカーボンシティー宣言に向けた準備でございますけれども、具体的に何を準備して、いつ頃を目途に宣言をしていくのか、お考えがまとまっているのであればお

伺いしたいと思います。

○川又照雄議長 市民生活部長。

○磯野初郎市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

宣言に向けての準備でございますが、今後、市役所各課から脱炭素に向けた主な取組や施策についての提案等を集約しまして、現在の施策を含めた宣言の概要を取りまとめてまいりたいと考えております。

宣言の時期につきましては、宣言概要の作成後、早い段階で宣言してまいりたいと考えております。

以上です。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

結構、国の施策の中でゼロカーボンシティー宣言したところが優先的に何か優遇されるような、そういったニュアンスの文書もたくさん出ておりますので、ぜひとも、その対策を早めをお願いしたいと思っております。

最後に、がん検診についてでございます。

がん検診について、東京大学の大学院で中川恵一特任教授のお話ですと、やっぱり先ほども言っているように、早期発見できたはずの1万人以上のがんが今も進行している可能性があるという警鐘を鳴らしております。要するに、検診していれば早期発見できて治療が始まるんですけども、1万人以上の方が今も疾患が進行している可能性があるということで、警鐘を鳴らしているということです。発見が遅れれば治療の開始も遅れて、生存率は大きく低下しますと注意をしております。

皆さんご存じのように、生涯で日本人ががんになる確率は男性で65.5%、女性で50.2%と、2人に1人の割合になっております。そしてまた、年間で38万人の方が亡くなっております。人口10万人当たりでアメリカの2倍というんですけども、欧米各国は1990年代からがんて亡くなる方が減少傾向にあるんですけども、日本は増え続けているという現状がございます。その根本的な問題というのはまだ差し置きまして、しっかりと、このがん検診が重要であるということをお訴えていただきたいと思いますと思っております。

日本人の正しいがん知識が、やはり必要になってくる時代でありますので、今後とも受診勧奨に対しまして、しっかりと市で行っていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○川又照雄議長 次、17番高木将議員の発言を許します。17番高木将議員。

〔17番 高木将議員 登壇〕

○17番（高木将議員） 17番高木将でございます。議長の許可をいただきまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

すみません。マスクを取らせていただきます。

私は大項目、中項目ともに1点、そして、小項目として10件の通告をさせていただきました。

山吹運動公園にある市民体育館の新体育館建設に係る説明が、11月の全員協議会で示されました。先に示されたものから、建設場所の変更や各種施設のレイアウトが大幅に変更されたものであり、全協に先立ち、所管する文教民生委員会に対し、前日にも説明がなされたことも併せて報告をさせていただきます。

さて、この体育館建て替え案について、以前の説明された文書を基に、間もなく築50年を迎えようとしているからのことと、知人を中心に、市民の皆様方にお伝えをしてみました。様々なご意見がありました。約半世紀が経過する施設だから経費の問題はあるかと思うが、良いものをつくってほしい。安全性が担保できないなら建て替えしなければならないだろう。財政の厳しい当市だから、使えるうちは修繕しながら大事に使うべき。今、建設の必要性を感じない。もっと詳細な説明をしてくれ。予算は。などなど、様々な反応がございました。また、太子町、常陸大宮市、常陸太田市の広域の中で役割分担して建設すべきではないか。例えば野球のまち、テニスのまち、サッカーのまち、バスケットボールのまち、バレーボールのまち、そしてバンジーキャンプのまち。エトセトラ、たくさんでありました。というような意見もございました。総じて、今現在必要とされている施設内容なのか。市民の意見はどのように反映されるのか。そういったご意見もありましたし、私もそういう思いから、今回一般質問することといたしましたので、これまで私どもにご説明いただきましたことにつきましても、確認の意味も含め、質問事項とさせていただきますので、ご理解をお願いします。

まず、大項目の1として、山吹運動公園新体育館建設と山吹運動公園全体整備の在り方についてということであります。失礼しました。中項目ですね。

①として、新体育館建設に対する考察ということで、より具体的な建て替え検討開始の時期についてお尋ねをいたします。2点目にこの体育館の必要性、目的についてお尋ねをいたします。3点目に担当部内における整備内容の検討の有無についてお尋ねをいたします。4点目といたしまして、現体育館の建設時の課題点があったとするならば、その確認についてなされたのかどうかをお尋ねいたします。5点目に地盤の確認作業について、これも先ほどの課題と重複する部分もあるかもしれませんが、この辺についての確認作業をなされたのかどうかを①の5点といたします。

そして、②といたしまして、今回のプロポーザル方式による検討内容についてお尋ねいたします。プロポーザル方式を採用するに当たっての説明や予算規模については、どのように参加希望者に対し説明をなされたのかをお尋ねいたします。また、全協において示された平面図やパース図面、この絵面のどこまでが予算概算に含まれる範囲と考えればよいのかをお尋ねいたします。

③といたしまして、新体育館建設に伴う運動公園の再配備の在り方についてお尋ねいたします。当初計画なされたところが、事情により変更になりました。今回の計画によって全体の影響がどのように出るのかをお尋ねいたします。

4番目に、ただいまの件に関連をいたしますけれども、陸上競技場、400メートルトラック、市の呼び方としては運動広場ということになっておりますが、先ほど申し上げましたパースを見

ると、形が変わっているように感じております。この廃止の可能性についての考察についてお尋ねいたします。廃止の理由については、小中学生の各種大会が笠松運動公園で実施されており、現運動広場を廃止しても問題ないとのことで、これは、今回の建設の計画の文書にも記載されているところでありますが、この身近な陸上競技場がなくなることへの利用者市民などへの報告がパブリック・コメントだけでよかったのかどうか、ここについてもお尋ねをいたします。

この件に関しましては、まず、1回目ではありますが、私見を述べさせていただくとするならば、徳川家との調整が不調に終わってから今回の説明文書の提示まで、トラックの廃止の可能性があることの説明は議会にはなされておりました。これは議会が置き去りにされた、ある意味議会軽視と思われるように私は感じておることもお伝えをしておきたいと思っております。

⑤といたしましては、提案された整備における現在の陸上競技場エリア、運動広場のエリアの今後の利用方法の在り方について、どのようにお考えなのか、その利用条件等があれば、お尋ねをしたいと思います。

⑥といたしまして、事前に示された駐車場台数の確保についてお伺いしたいところでありますが、これは本日の冒頭、森山議員に対しての質問と答弁の中で示されておりましたので、普通乗用車が500台程度、大型バス10台程度、それから障害者用の10台程度、さらには野球場の駐車場200台程度を活用していきたいというようなお話でありましたけれども、私が市が示したプロポーザルの仕様書等々を見ますと、どうしても野球場のところの駐車場が200台あるように思えない。110台から120台ぐらいしかカウントできないんですが、この辺についての確実性、私の数え方が間違っているとすれば、それではいけませんので、私のほうからも再度お尋ねいたします。

それから、⑦の野球場の整備。内外野の方向を変えなければならないというようなことでありますが、この整備についてお尋ねいたします。この整備案につきましては、以前から野球の公式大会が開催できるようにするためには、野球場の向きを180度変える、もしくは90度以上変える変更の必要性が問われていたはずであります、ここについて運動公園全体の中での1つの施設として質問をいたします。

8番目に、災害発生時の避難所としての新体育館の活用についてであります、近年、国内や世界の各地で頻発する災害、特に水害発生時や地震災害発生時の避難箇所としての新体育館における対応への考察ということで通告をしてございました。これについても森山議員への答弁もありましたので、一部理解をしているところでありますが、お考えを再度、答弁をしていただければと思います。

9番目といたしまして、他所における新体育館建設整備検討の有無についてをお尋ねいたします。広大な山吹運動公園の敷地ではありますが、ある意味、東側にはいわゆる国体道路と呼ばれる道路があり、南側にはテニスコート脇の市道があり、西側は徳川家の所有する山、そして、北側には一般住宅、周りは四方全部囲まれている、拡大することは不可能な土地であります。現体育館の面積を上回る新体育館を建設することにより、他の施設への影響が出ることは明白であると思っております。他所への建設などの議論はなかったのか、このことについてお尋ねをいたし

ます。

最後に、10番目といたしまして、計画当初予算と実績建設予算との高額な差額が出てしまうことが想定された場合の許容範囲、建設続行案等についての考察についてお尋ねいたします。東日本大震災以降建設物資が高騰し、県内の他市では自治体における公共施設建設計画が議会により建設計画の中止を求められ、結果、次の市長選の争点になった事例もございました。様々な避け難い事情があったことではあると思いますが、やはり自治体としては、議会としては苦渋の選択をしなければならないことがあるとの認識を持つことも肝要な時代になってきたと思った次第であります。現在、ウッドショック、そしてアイアンショックと表する表現で、資材の高騰が続いております。そういった中で、今回の質問をするものであります。今計画における考察についてお尋ねをいたします。

以上で私の1回目の一般質問を終わらせていただきます。

○川又照雄議長 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 山吹運動公園新体育館建設と山吹運動公園全体整備の在り方について、教育委員会関係の9点のご質問にお答えいたします。

1点目の新体育館建設に対する考察についてでございます。

まず、具体的に建て替えの検討を開始した時期でございますが、令和2年3月に策定をいたしました常陸太田市スポーツ施設整備計画におきまして、現在の市民体育館は利用状況は高いが、一方で老朽化が進んでいることから、最優先して更新する必要があるとの方向性が示され、具体的な整備に向けた検討を始めたものでございまして、このスポーツ施設整備計画の概要につきましては、令和2年2月の全員協議会におきまして説明をさせていただいたものでございます。

次に、整備の必要性、目的でございますが、1つといたしましては、ただいまも答弁を申し上げましたとおり、現在の体育館は利用者は多いが、一方で老朽化が進み、バリアフリー化にも未対応であるなど、市民の多様化するスポーツニーズなどに対応するため、併せまして、市民の健康づくりや交流の場、青少年の夢を育む場などの拠点施設として整備するものでございます。なお、令和2年10月に実施をいたしました市民アンケートにおきましては、体育館整備の必要性につきまして、必要である45%、どちらかといえば必要34%、合わせまして79%の方から必要であるとの回答をいただいているところでございます。

次に、担当部内におけます整備内容の検討でございますが、庁内関係部署の部課長で構成する新総合体育館整備計画庁内検討委員会におきまして、新総合体育館の基本コンセプト、必要な機能や規模などにつきまして、協議、検討を進めてきたところでございます。

次に、現体育館の建設時の課題点確認並びに地盤調査の確認作業につきましては、今後、基本設計を進めていく中で新体育館の配置場所がおおむね確定した時点で、今年度中には地質調査を行い、その結果に基づく必要な対策をしてまいります。

2点目の、プロポーザル方式による検討の内容についての、プロポーザル方式を採用するに当たっての説明や予算規模について、どのように参加希望者に説明したのかについてでございます。

が、参加希望者に対しましては、基本計画を示した中で、体育館全体の規模、体育館として必要な諸室の機能や規模、体育館を配置する敷地エリア内におけます体育館の位置や外構などを含めた配置計画と、外構として必要な機能や諸条件など、また、事業費といたしまして、本体工事費の他、外構工事費、解体工事費、備品購入費を含めました概算事業費を示した特記仕様書を明記の上公告をしたもので、プロポーザル参加希望の各社からは、各項目などについての質問を受けまして、それぞれに回答するなど、丁寧な説明と対応をしてきたところでございます。

次に、全員協議会において説明をさせていただきましたイメージ図のどこまでが予算概要に含まれるのかについてでございますが、イメージ図の中の体育館本体、運動広場、駐車場、ウォーキングコースなどの外構に係る整備でございます。なお、お示しをしておりますイメージ図はあくまでもイメージ図でございまして、今後、基本設計を進めていく中で、外構も含めまして詳細を検討してまいります。

3点目の、新体育館建設に伴う運動公園の再整備の在り方についてでございますが、まず、当初計画を変更したことによる全体への影響でございますが、議員ご案内のとおり、当初は隣接する徳川ミュージアム様の土地を活用することによりまして、運動広場への影響や現体育館への利用の影響がなく新体育館を整備する計画でございましたが、徳川ミュージアム様の土地を活用しなくなったことに伴います影響でございまして、新たに体育館配置の対象区域といたしましたエリア内にあります現体育館、現運動広場、現駐車場などを土地の有効活用や配置のバランスなどを踏まえ再配置することとしたものでございます。

4点目の、400メートルトラックなどの陸上競技場の廃止についての考察についてでございますが、現在、市内の小中学校などの陸上競技大会や記録会などの例を申し上げますと、子どもたちに実際の競技場の環境の中での競技や、全天候型のトラックであることによる日程調整の簡便性、観覧席が整備されていることでの保護者などへの配慮、また、運営スタッフや設備が整っていることなどを総合的に判断し、笠松運動公園の陸上競技場を利用しているところでございまして、近隣市町村におきましても同様な対応をしているところでございまして、400メートルトラックにつきましては廃止の方向性を含めまして検討してまいります。

5点目の現在の陸上競技場エリアの利用方法の在り方でございますが、トラックとしての活用は少ないものの、現在の運動広場はグラウンドゴルフ、キッズサッカーなど、年間を通して多くの利用がされている状況でございますので、これらの機能は維持した中で、多目的運動広場として整備することで基本計画の中で検討してまいります。

6点目の事前に示された駐車場の確保についての中で、現在の野球場側の駐車場の数についてのご質問がございました。現在の山吹運動公園内の駐車場でございますが、体育館側の駐車場が現在のところ307台、野球場側の駐車場については215台、合わせて522台の駐車場が今現在山吹運動公園に整備されている状況でございます。

7点目の野球場再整備、内外野の方向転換整備についてでございますが、現在のところ考えてはございません。

8点目の山吹運動公園以外の場所への新体育館建設整備検証の有無についてでございますが、

山吹運動公園は、体育館、野球場、少年野球場、テニスコート、運動広場、弓道場など、市のスポーツ施設の拠点であり、今後とも市民のスポーツ活動の拠点としての総合運動公園として市民に親しまれる、その象徴となる新体育館を山吹運動公園に整備することとしたものでございます。先ほども答弁いたしました但、令和2年3月に策定をいたしました市スポーツ施設整備計画におきまして、山吹運動公園体育館につきましては最優先で更新することとし、令和2年2月の全員協議会におきまして説明をさせていただいたところでございます。

9点目の計画当初予算と実質的建設予算との差額の許容範囲はとのご質問でございますが、新体育館は、整備方針に掲げましたユニバーサルデザインへの配慮などを含めました、市民の誰もが利用でき全ての人に優しい体育館。スポーツや様々なイベントなどの市民の交流の場としての人が集い、交流拠点となる体育館。そして、トップレベルの大会等に対応する体育館。これらに必要な機能を持ち合わせた体育館の整備を進めてまいります。

○川又照雄議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 災害発生時の避難所としての新体育館の活用についてのご質問にお答えいたします。

山吹運動公園市民体育館につきましては、現在も指定緊急避難場所及び指定避難所として指定をいたしておりまして、災害の種類及びその規模に応じて活用しているところでございます。

新たに建設いたします体育館につきましても、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所としての指定を予定しておりまして、その活用につきましても、現在と同様に、災害の種類及びその規模に応じた活用を考えております。

○川又照雄議長 高木議員。

〔17番 高木将議員 質問者席へ〕

○17番（高木将議員） ご答弁ありがとうございました。

令和2年2月の全協でお示しをいただいたところから動き出してあったということでもありますので、もちろんそのことについて理解をしているところであります。

今回、一問一答に入る前に全体として申し上げておきたいことは、アンケートを実施した結果として新体育館の重要性、それから、求めるお考えが多かったということも認識をしているところであります。ただ、あのアンケートは新体育館に関してのアンケートであって、全体計画の中で他まで変わるということはなかった。だから1回目のときに……。笑い事じゃないんです。1回目の提案が徳川家の山にかかる形であったけれども、他をいじらないで、駐車場の台数も増やすことができるということで、ああいう提案がなされた。これがよしとしてなされたものだというふうに理解をしています。今回お示しいただいたところが、それが変わってしまったという観点で、私は今、質問をしようとしております。ご理解をよろしくお願いいたします。

10項目、丸の数でいきますと10項目ございましたけれども、3点目に、3番目の再配備の在り方についてでありますけれども、言葉尻を捉えるようでありますが、ご答弁の中で、全体の土地の有効活用や配置のバランスなどを踏まえ再配置をすることとしたものでありますというご

答弁だっていると思っています。再配置というのは、私の理解の仕方は、場所は変わるけれども、機能とかそういったものは変わらない。それが再配置という言葉で表すものだというふうに思っておりますが、その観点でいくと、トラック、運動広場の有り様というのは、再配置とはまた違うものだというふうに理解をするところなんです、このことに関する見解をお願いいたします。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 再配置の言葉云々ということでございますが、いずれにせよ、限られた土地の中でどう土地を有効し、どうバランスよく配置をしていくかというのが重要であると思えます。そういう中での再配置という捉え方をしたところでございます。

○川又照雄議長 よろしいですか。高木議員。

○17番（高木将議員） 今、陸上競技場エリアについて質問させていただきました。

そういった中で、限られた、四方を囲まれたところであるということは1回目の質問の中でも、過程においてもお話をさせていただいて、その中で一番山吹運動公園の中で重要な施設と思われる、しかも利用者が一番多い施設、そして、様々な競技に複合的に使える施設であるということの中から、この体育館の、半世紀を迎える、古くなってしまった、しかもユニバーサルデザインとかトイレの問題とかいろいろ今までも議論をされてきましたけれども、そういったところも踏まえて新しいものをつくろうという気持ちになることは必然だと、私もそれは思っているところであります。

今の、四方を囲まれて土地を広げることができない場所に新体育館を設置するというこの中で、トラックを含む運動広場が廃止されるというのは、私は、ちょっと残念に思っております。そういった中で、方法論として考えると、私は、陸上競技のトラックもしくは広場、芝生の部分、今あそこはソフトボールとかそういったところに使えるように、四隅のうち2か所を野球、簡単なソフトボールとか、そういったもの、少年野球ができるような施設になっています。そもそもそこが無理があったというふうに考えておりますが、そういった中で、限られた土地であるとするならば、トラックの上にかかるような構造物であっても何ら問題はない。逆に言うと、そのトラックの、例えば西側のストレートの部分に、あそこが100メートル部分のストレートになっていますけれども、その上にかかるすると、建物だとすると、その下は屋内体育館じゃないけれども、屋内のストレートの走路が雨のときでも使えるわけですね。そういったことも可能であるというふうに考えます。そうすれば、縦方向は幾らでも空いているわけですから、十分に使える。しかも全面に、運動広場全部にかけるものでなければ、幾らでも、例えば投てきに使うような場面でも、その空いているところには空間は十分にありますので、使える。そういった検討、それも含めた検討というものはなされなかったのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 体育館の1階部分というんですか、建物の下側というか、をその陸上競技用のトラックの一部として使うことも考えられるだろうというような、そういうご提案だというふうに認識をいたしました、そこまでの検討はいたしませんでした。

○川又照雄議長 高木将議員。

○１７番（高木将議員） 今回のプロポーザル、提案型の、市の示したものについて手を挙げた方は８社おられるということで説明はいただいております。

〔「一問一答ですよね、整理してください」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 高木君に申し上げます。プロポーザル方式の検討の内容についてはもう終わっちゃいましたので、先に進んでください。

〔「一回目の質問が終わっているので先に進んでください」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 分かりました。静かにしてください。

○１７番（高木将議員） それは終わったと言えるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○１７番（高木将議員） まあいいです。分かりました。

トラックの上のことに關しては先ほどご答弁いただきました。それで理解をいたします。

〔「一回目の質問」と呼ぶ者あり〕

○１７番（高木将議員） 分かったって言っているんだからそれ以上言うことないでしょう。

○川又照雄議長 質問を続けてください。

○１７番（高木将議員） ちょっとお待ちくださいね。頭を整理します。

今回のプロポーザルの、市の説明文書の中に、基本的に陸上競技用施設というふうに思っています。このトラックの運動広場に関してはね。この４００メートルトラックを利用する大会が多いと考えておりますけれども、その際、日常的には小中学生の場合ですね。日常的には小中学校のグラウンドを活用して練習しており、そして、大会本番近くになれば大会会場の同様の大きさのトラックで練習ができるように確保するということは、やはり自治体の持つ使命だと私は思っているんですが、その件に関しては、教育長さん、教育部長さんどのようにお考えか、ご答弁いただければと思います。

○川又照雄議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいま小中学生の練習は実際の自分の学校で、そして、本番は今、笠松運動公園の全天候型のトラックを利用して行っているということであります。その際に、実際に練習をできるような４００メートルトラックが必要ではないかというような話でしたが、実際に学校現場では、時間数の確保、今、先生方の働き方改革も含めまして、場所を変えて、そういう事前の練習をするような時間がなかなか取れないところでございます。そういう中にあって、学校のグラウンドで練習をして、そして本番は笠松運動公園ということが私は妥当であると考えているところでございます。

○川又照雄議長 高木議員。

○１７番（高木将議員） 突然の質問で、お答えいただきましてありがとうございます。

ただいまの教育長のご答弁は、市の教育長としてのご答弁だったというふうに理解をしております。ただ、山吹運動公園のこの運動広場施設、トラックを含めた、トラック内の内側の芝生の部分、芝生といいますかね、の部分は、これは社会人や高校生の利用もあるはずです。

私の姪は佐竹高校時代に陸上部に所属しておりまして、足も早かったんですが、槍投げもやっ

ておりました。学校のグラウンドですと槍投げができない。だから、山吹運動公園に移動して、距離も陸上部ですから、走って2、3分の話なので、そこで練習もできたという。もちろんいつもではないんですが、そういうふうに、子どもたちの、先ほど教育部長が、子どもたちの青少年の夢という言葉をお使いになったかと思うんですが、これをやはり、この夢を伸ばしてあげるというのは、やはり自治体の教育部門の大きな役割の1つ、一番青少年に接している機関でありますので、その部分を取り上げるというと語弊があるかもしれませんが、体育館を整備する、大きなものをつくるばかりに、そういったものがなくなってしまうというものに対する考え方というのは、もう少し、事前に、今回、先ほども申し上げたかと思えますけれども、今回提案をされる以前に議会にお示しがなかった。そして、示されたと同時にトラックの部分がなくなってしまったというのはすごく、議会を置き去り、私は議員として置き去りにされたような気がしてなりません。それをお伝えしておきたいと思っております。

それから、事前に示された駐車場の台数の確保ですが、これ、先ほどのですと522台という再答弁がありましたけれども、後ほどまた、しっかりと、私は図面で一つ一つ数えたわけではないので、線のしっかりと描いてあるかどうかで違ってくるといけないので、きちんと確認をしておきたいと思っております。

すみません。気になるのでしゃべらないでくれますかね。

それから、7番目になりますね。ありがとうございます。

野球場の再整備、内外野の方向の転換、この整備については考えてないという、端的にご答弁がありましたけれども、今回の新体育館建設に当たっては、プロスポーツであったり、それから、全日本クラスの試合を誘致する、本来であれば3,000席とか4,000席の席数がないと呼びづらいんですが、市の示したのを見ると2,000席ぐらいでも呼びすることも可能であるというようにも書いてございました。そういったことを考えて、ぎりぎりの線で1,500席、500席ということで、合わせて2,000席というような、可動席も含めてね、ということだと思っています。そういうふうに、多種多様な室内競技が呼び込めるということの中での今回の整備、この有効性は十分に理解をするところです。先ほども申し上げましたけれども。

ただ、野球も、実は、今でこそ下火に、今シーズンのプロ野球はすごかったですが、常陸太田市も、従来は、職域野球であったり町内対抗であったり、この中にも野球経験者もいると思いますが、すごい野球熱、熱心で、そういうのがあって、大きなきちんとした球場ができたと思っていたんですが、残念ながら向きが違うので公式大会は引っ張ってこれない。ノンプロ級でも、なかなか、きちんとしたそういう大会のものは引っ張ってこれないという、残念だということは、もう20年ぐらい前から言われてきて、向きを変えよう、向きを変えようと言いながら、できないでいたということに関して考えると、どの程度の経費がかかるか分からないし、すぐ道路に面しているようなところですから、あそこの通路の部分は10メートルぐらいあると思えますけれども、向きを変えることによってどういった整備が必要になるか、経費がかかるか分かりませんが、ぜひ、これは要望として、従来からの懸案事項でもありますので、考えておいていただきたいというふうにお願いしておきたいと思えます。

それから、8番目の災害発生時の避難場所としての新体育館の活用についてということで、先ほど質問をさせていただきました。

これに関しても、朝一で森山議員へのご答弁がありましたので、大枠は理解をするところであります。しかし、例えば源氏川、道路よりもグラウンドレベル、運動広場レベルでいうと、道路よりも低い部分もありますよね。それから、テニスコート方面の近辺のところもみんな道路より低い。というか、稲木に上がっていく道が高いから必然的にそうなるんですが、一方で議員のご発言だったか答弁だったか、ちょっと記憶が曖昧になってしまいましたけれども、そこをかさ上げすると越水することは少なくなるけれども、仮に越水してしまうと逃げ道がない。ですから、巨大なプールと化してしまいます。そういったことを考えたときに、体育館の整備が建設が揺るぎないものとして想定した場合に、どの程度のかさ上げが必要になるのか。全体としてですね。運動広場、ここもかなり低いわけですから、ここもきちんと計算をし直さなければならないことも想定されると思います。

その辺、後々、水害のときに、あの地域が水害に遭ったときにはあそこは避難場所にならないということは総務部長の答弁で理解をしました。ただ、施設そのものも利用できなくなることになるんですけれども、当然、土地は傷みます。水はけが悪ければどんどん土地は悪くなります。ぬかるみが強くなります。最初申し上げませんでしたけれども、この中でどれだけ記憶している方がいらっしゃるか、私よりも先輩の議員の方々もいらっしゃいますけれども、あの地域は、パルティホールのところと地形的に似ております。後背地が山になっています。そこから流れ落ちた、何万年もの間流れ落ちた微粉末状の土が積もった土地になっています。ですから、そこは蓮田であったり、ぬかり田であったりします。そういったところでもありますので、先ほど言ったように、1回目の質問に言ったように、現体育館の建設の課題点はなかったのかというのはそういうことです。

○川又照雄議長　それが再質問。

○17番（高木将議員）　いや。はい、もちろん、それは遑っちゃうのでできませんから、再質問はいたしません、そういうことがあります。

〔「議長、整理してください」と呼ぶ者あり〕

○17番（高木将議員）　うるさいな。本当に。

避難場所として、そういうふう整備をするに当たっては、よく協議をしていくというご答弁でした。なので、その辺のところもしっかりと協議を踏まえた上で考えて整備をしていただきたいと思います。それは要望です。

質問に移ります。質問としては、この整備をするに当たって、道路が今の、いわゆる国体道路1本しかない。テニスコートの南側に1本市道があるけれども、まだ狭い。センターラインもないところがあります。これは整備の中に含まれているので……。

〔「高木議員、整理してください」と呼ぶ者あり〕

○17番（高木将議員）　ちょっと黙ってください。これを、新宿天神林線にアクセスするというのがこの計画の中に入っています。これがどういったものであるのか、どういった計画であ

るのか、まずお尋ねしたいと思います。

〔「高木議員」と呼ぶ者あり〕

○17番（高木将議員） ちょっとちやかすのよしてくれないかな。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 基本計画の中に、新たな道路の整備の1つとして、渋滞対策の1つとして、新宿天神林線も検討する云々の文言を入れさせていただいておりますが、新宿天神林線、ご案内のとおり、国道293号線から日立笠間線まで抜ける道路になってきますので、大分東側に山吹運動公園になりますが、それも1つの考えとしてあるんじゃないかということで、新たな渋滞緩和もしくは抜け道の1つとして整備をすることも視野に入れておいたほうがいいんじゃないのという、そういうニュアンスの基本計画というふうに捉えていただければと思いますので、そこを何でも整備しますよという、そこも1つの方法としてあるだろうという、そういう意味合いでございます。

○川又照雄議長 よろしいですか。高木議員。

○17番（高木将議員） ちょっと今の答弁は残念です。文書に明文化する以上は、やはりそこは整備、必要に迫られた文書作成になっているものだというふうに私は理解したところであります。

あの地域が水害に遭ったときには、先ほどプールと化してしまうような、一昨日の夜半の雨のときも、あの南側の道路は冠水をしました。これからもまたまた繰り返される。これはもう土地の形状からして仕方ないところだと思いますので、私は、逆にそういったものは明文化されていたので、だとするならば、その道路の部分とお住まいの方々の所有者の方々のご了解の下に土地のかさ上げとか、そういったことも考えなくてはならないな、そういったことはいかがでしょうかというふうにお聞きしたかったところです。今のですと、まだそこまで考えが至ってないようなので、今後、十分に検討していただきたいと思っています。

最後になります。

先ほどの、建設物資が高騰した場合の対応、考え方でありますけれども、スポーツや様々なイベント等の市民の交流の場としての、人が集い交流拠点となる体育館。そしてトップレベルの大会等に対応する体育館。これらに必要な機能を持ち合わせた体育館の整備を進めてまいりますというご答弁だったと思います。

今回の体育館に関しては、何回も申し上げておりますけれども、議会に対して、全体の整備というか、持っている機能が1つ、少なくともトラック部分に関してはなくなってしまうわけですから、機能が失ってしまうということに関しては、やはりもっと前の段階で説明をしてあるべきだというふうに、私は、べきというふうに思っております。

そういった中で、今、進もうとしているわけではありますが、先ほども申し上げたと思いますが、今、世界中でウッドショック、アイアンショックが引き続き、そういった状況が続いています。その現状は皆さんもご存じだと思っています。やはり限りある財政でありますから、単年度で50億円とかいう事業にはなりませんけれども、複数年度にわたってのものになるからということ

はありますけれども、とはいっても、やはり全体計画の中で、これが2割も3割も、もしくは5割もアップするということも考えられないわけではなくて、その時には政治的判断として建設の延期、中止とまでは言わないまでも、延期という決断をしなければならないときもあるかもしれない。そういった中で、市長のご判断がそのときには必要になってくるのかなと。これは教育委員会サイドで判断できることではないと思うので、もしそれにお答えできるようなところがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

〔会場から「市長が答弁すべきものではない」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

50億円弱という今の概算費用でございますけれども、先ほど教育部長が答弁した中には当初予算と、当初規模予算ということでお話ししたかと思っておりますけれども、私の理解では、概算費用ということで。なぜかといいますと、まだ基本設計が出来上がってないと。あの金額はどこから出たかという、近隣の体育館の建設費用を平米数で割ったものをうちの平米数に掛け合わせた。プラス外構費用ということで、非常にアバウトなものだと思っております。それ以外にですね、太陽光発電を使うとか、これからの太陽光発電を使う、もしくは地元の木材を使うとかという、そういうものは全く考慮されてないものでございます。そういうものをこの基本計画の中でしっかりと協議をしながら詰めていって、基本設計が終わった段階での金額に対して増減ということであれば、その中での判断はやっていくべきだと思いますけれども、今、お答えはちょっと控えさせていただきたいと思います。ご理解をお願いいたします。

○川又照雄議長 高木議員。

○17番(高木将議員) ご答弁ありがとうございました。さすが宮田市長だと思っております。

概算要求……。笑い事じゃなくて、やはり職員が答弁できることには限度があって、なおかつ、トップである市長の発言の重みというものを改めて感じたところであります。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○川又照雄議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは6日の本会議で行います。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月6日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時07分散会